西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 小林 充佳 殿



令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成31年度の接続料の改定等)について」(平成31年3月28日諮問第3115号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(令和元年6月21日情郵審第8号)がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、網終端装置に関しては、更に詳細を検討の上で、追って要請する。

記

- 1 需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により接続事業者に対するできる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことを踏まえ、適切な対応を行うこと。
- 2 総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」の結果の誤りによって貴社のNGN接続料の算定に軽微とはいえ影響が生じたことは遺憾であり、再発防止に取り組んでいきたいと考えるが、令和元年度適用の当該接続料については、光ファイバの経済的耐用年数の見直しに伴いこれを改めて申請する際に、同調査の結果が修正され、最新版が公表されたことに伴う影響を併せて反映すること。
- 3 「D型」以外の網終端装置が一定の台数以下である接続事業者にのみ適用される新たな区分を追加するための接続約款の変更認可申請(令和元年6月17日付け西設相制第000039号) について、「D型」から新区分への移行を申し出ることのできる期間を3ヶ月から6ヶ月に延長する補正申請を速やかに行うこと。

情 郵 審 第 8 号 令和元年6月21日

総 務 大 臣 石 田 真 敏 殿

> 情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 多 賀 谷 一

答 申 書.



平成31年3月28日付け諮問第3115号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、東日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料を除き、西日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料及び通信用建物に係る年額料金額(コロケーションのスペース代の一部)を除き、諮問のとおり認可することが適当と認められる(括弧内は別添2において対応する当審議会の考え方)。

平成 30 年 5 月末までに申込みのあった「D 型」メニューをより廉価である「C 型」又は「C-20 型等」のメニューに変更できる措置の申込みを可能とする期間を 6 ヶ月とすること(考え方 18)。

2 今回認可をすることが適当と認められる部分以外の部分(将来原価方式接続料等。別添 1 参照。)については、速やかに改めて申請が行われることが適当である。

- 3 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりであり、 総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添2に おいて対応する当審議会の考え方)。
- (1) NTT東日本・西日本に対し、需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対し、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により、できる限り早期の情報開示が行われることが望ましいので、その旨をNTT東日本・西日本に要請すること(考え方2)。
- (2) N T T 東日本・西日本に対し、網終端装置の本来のメニューである C 型等*により円滑なインターネット接続が実現できていることの説明がメニューごとに区分した網終端装置の利用状況などの関連データの提供とともにN T T 東日本・西日本から定期的に行われるよう、要請すること(考え方 17)。
 - ※: IP 通信網終端装置(増設基準を設けるものに限る。)に協定事業者との PPPoE 接続のためのインタフェース相当を付与する機能
- 4 総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」の結果が修正され、 最新版が公表されたことに伴うNGN接続料の修正(別添1参照)については、 総務省からNTT東日本・西日本に所要の対応を要請されたい。
- 5 西日本電信電話株式会社が総務省に対する報告書(令和元年6月17日付け西 設相制第000040号)において表明した方針「コロケーションに係る料金のうち、 通信用建物料金が再申請となることで、認可が行われた際の遡及精算が二度に亘 るため、接続事業者様の事務処理負担を軽減する観点から、当社接続約款料金 表第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)の規定に関しては、再申請を行 う通信用建物料金の認可が行われた後の実施となるよう約款申請(平成31年3 月20日付け西設相制第6号申請に対する補正)を実施することとします。」(別 添1参照)については、妥当と認められる。

令和元年6月下旬に想定される 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可再申請に関する説明 (令和元年度の将来原価接続料等の再算定)

- (1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- ② 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- ③ 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)
- 4 フレキシブルファイバの取扱いの適正化

令和元年6月

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定について

<u>光ファイバの経済的耐用年数については</u>、本審議会においても、「現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、・・・見直しに向けて早期に対応する必要がある」などとしてきたところ(※1)であるが、総務省に対する報告(※3)によると、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり令和元年度期首より見直すこととしたとのことであり、将来原価方式により算定されている以下「2 改定対象となる接続機能」の表に掲げる機能について、今和元年度接続料を再算定するとのことである。(将来原価の予測の合理性を維持するため、既に予測され認可された令和元年度の原価等の変更が必要となる)

※1:情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成30年度の接続料の新設及び改定等)について」(資料87-1)考え方5

※2: 令和元年6月17日付け東経企営第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企営第48号(NTT西日本)

1. 耐用年数

	現行	見直し後
架空光ファイバ	15年	20年
地下光ファイバ	21年	28年
海底光ファイバ	13年	21年

2. 改定対象となる接続機能

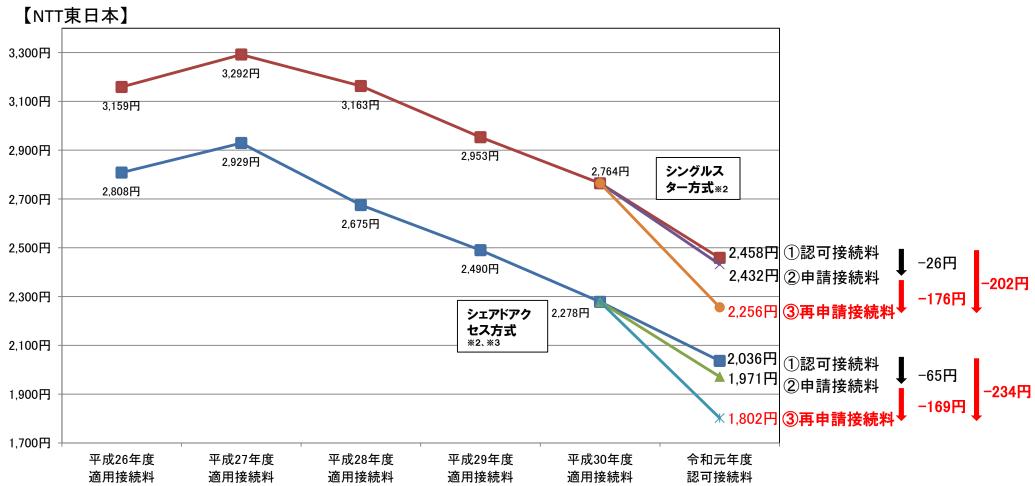
機能名
端末回線伝送機能(光信号端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(光信号主端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(複数年段階料金を適用するもの)
端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)
一般中継系ルータ交換伝送機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能※
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能※
関門交換機接続ルーティング伝送機能※
イーサネットフレーム伝送機能
- ツナウ機能を知り合わせて質山されている第甲位は割

※法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料

加入光ファイバ接続料の推移(1)

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料について、①平成28年度認可の今年度適用金額、②平成31年3月に申請された今年度適用金額(※1)及び③令和元年6月下旬に再申請される見込みの今年度適用金額を比較するとともに、6年分の推移を表すと、以下のとおり。

※1平成29年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値の乖離額を、令和元年度の接続料原価に 算入することについて、3条許可が申請されているところ。

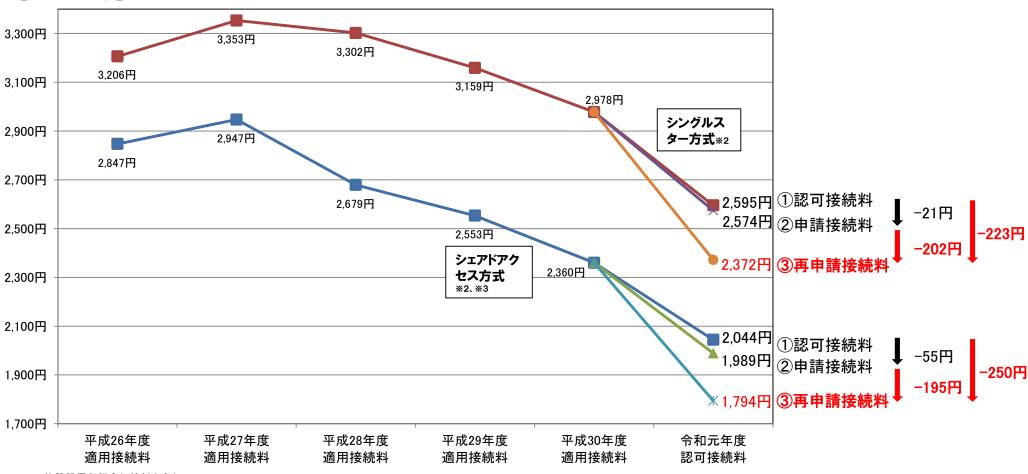


^{※2} 施設設置負担金加算料を含む。

^{※3} シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円(現在申請中)))。

加入光ファイバ接続料の推移(2)

【NTT西日本】



^{※2} 施設設置負担金加算料を含む。

^{※3} シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成31年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円(現在申請中)))。

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和元年度)

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線〜主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、再申請では次のとおりとなる見込み。

[収容数別に見た接続料の合計額(NTT東日本の場合)]

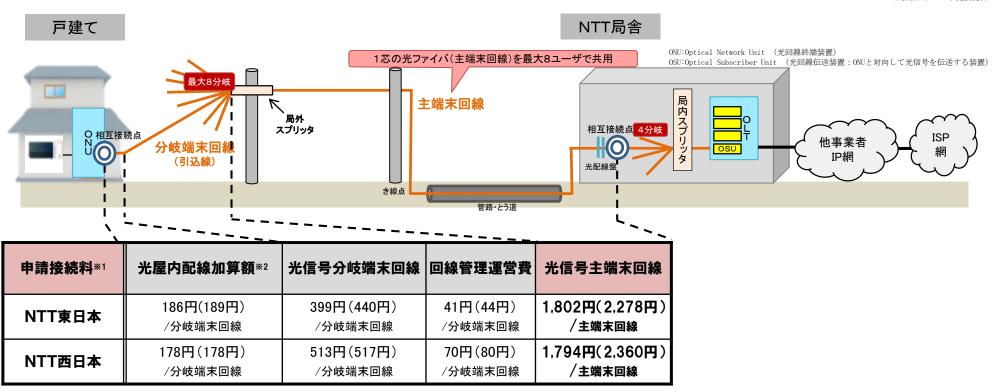
〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT西日本の場合)〕

収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,428円(2,951円)	5	986円 (1,129円)
2	1,527円(1,812円)	6	926円 (1,053円)
3	1,227円(1,432円)	7	883円 (998円)
4	1,077円(1,243円)	8	851円 (958円)

(1)							
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計				
1	2,555円(3,135円)	5	1,120円 (1,247円)				
2	1,658円(1,955円)	6	1,060円(1,168円)				
3	1,359円(1,562円)	7	1,017円(1,112円)				
4	1,210円(1,365円)	8	985円(1,070円)				

※括弧内はH30年度接続料

※括弧内はH30年度接続料



- ※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
- ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
- ※3 括弧内はH30年度接続料

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(1)

○ 加入光ファイバ以外も含めて、将来原価接続料に関し、平成31年3月の認可申請における金額と、耐用年数の見直しを反映させた金額を比較すると、以下のとおり。

【NTT東日本】 (単位:円)

	UV Ala Ia		①反映後	②当初申請	影響額		③平成30年度
機能名		単位	接続料※1	接続料	1)-2	(①一②)/③ (単位:%)	接続料
	(光信号端末回線にて伝送を行う 機能※2)	1回線ごとに月額	2,256	2,432	▲ 176	▲6.4%	2,764
光信号端末回線伝送機能	(光信号主端末回線にて伝送を行 う機能※2)	1回線ごとに月額	1,802	1,971	▲ 169	▲ 7.4%	2,278
(加入光ファイバ)	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,611	1,736	▲ 125	▲ 6.3%	1,980
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	3,560	3,742	▲182	▲ 4.4%	4,149
一般中継系ルータ交換伝 送機能 (NGNの中継ルータ及び伝 送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010	▲0.0%	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルー (収容局接続機能) <ntt東< th=""><th></th><th>一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額</th><th>1,204,917</th><th>1,205,161</th><th>▲244</th><th>▲0.0%</th><th>1,348,049</th></ntt東<>		一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,917	1,205,161	▲244	▲0.0%	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルー (中継局接続機能) <ntt東< th=""><th></th><th>1ポートごとに月 額</th><th>4,812,500</th><th>4,812,500</th><th>0</th><th>0.0%</th><th>5,041,667</th></ntt東<>		1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0	0.0%	5,041,667
関門交換機接続ルーティング (IGS接続(ひかり電話))	ブ伝送機能※3	3分ごとに	1.31	1.31	0.00	0.0%	1.40
イーサネットフレーム伝送機能 (イーサネット)	花(NTT東日本・西日本のみ)	単位料金区域ごとに 月額	371,717	371,817	▲100	▲0.0%	412,026

^{※1} 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

^{※2} 施設設置負担金加算料を含む。

^{※3} 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(2)

【NTT西日本】 (単位:円)

		•					
	Michigan Co.		①反映後	②当初申請	影響額		 ③平成30年度
機能名		単位	接続料※1	接続料	1)-2	(①一②)/③ (単位:%)	接続料
	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,372	2,574	▲202	▲6.8%	2,978
光信号端末回線伝送機能	(光信号主端末回線にて伝送を行 う機能※2)	1回線ごとに月額	1,794	1,989	▲ 195	▲8.3%	2,360
(加入光ファイバ)	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,570	1,703	▲ 133	▲6.6%	2,020
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	4,304	4,512	▲208	▲ 4.3%	4,796
一般中継系ルータ交換伝 送機能 (NGNの中継ルータ及び伝 送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030	▲0.1%	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルー (収容局接続機能) <ntt東< th=""><th></th><th>一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額</th><th>1,602,938</th><th>1,603,767</th><th>▲829</th><th>▲0.0%</th><th>1,712,989</th></ntt東<>		一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829	▲0.0%	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルー (中継局接続機能) <ntt東< th=""><th></th><th>1ポートごとに月 額</th><th>4,270,833</th><th>4,270,833</th><th>0</th><th>0.0%</th><th>4,229,167</th></ntt東<>		1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0	0.0%	4,229,167
関門交換機接続ルーティング (IGS接続(ひかり電話))	ブ伝送機能※3	3分ごとに	1.465	1.467	▲0.001	▲0.1%	1.62
イーサネットフレーム伝送機能 (イーサネット)	E(NTT東日本・西日本のみ)	単位料金区域ごとに 月額	514,463	514,563	▲ 100	▲0.0%	535,616

^{※1} 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

^{※2} 施設設置負担金加算料を含む。

^{※3} 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(1) 9

- NGN接続料(IGS接続)の需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラヒック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信 先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、1加入当たりトラヒック(通信回数)変動率としては、総務省 公表のトラヒック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)する方法が採られ、その対前年変動率の平成20年度以降の平均 (平成31年3月の申請接続料では、平成29年度までの10年平均)が採用されている。
- ※次々頁のとおり、総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。平成29年度については同調査結果が申 請時に未公表(平成31年3月26日公表)であったため平成27・28年度の平均で外插。
- これについて、総務省公表のトラヒック値(平成30年1月31日公表)に誤りがあり、認可申請後、平成31年3月26日に修正値が公表され たため、当該修正を反映する必要が生じた。また、認可申請時には未公表であった平成29年度の値が同時に公表されたため、それを併せ て反映することが適当であることにもなった。
- これらの修正については、今回の再申請において対応するよう、総務省から要請することとしたい。
- なお、影響は下表のとおり軽微である。

【NTT東日本】 (単位:円)

機能名					影響額	③平成30年度 接続料	
		道 単位 ①再申請 接続料 接続料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		②当初申請 接続料	①一②(内、音声トラヒック統計誤り修 正の影響額)		(①一②)/③ (単位:%)
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010 (▲0.00000000)	▲0.0% (▲0.0%)	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーティング (収容局接続機能) <ntt東日本・ア< th=""><th></th><th>一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額</th><th>1,204,897</th><th>1,205,161</th><th>▲264 (▲20)</th><th>▲0.0% (▲0.0%)</th><th>1,348,049</th></ntt東日本・ア<>		一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,897	1,205,161	▲264 (▲20)	▲0.0% (▲0.0%)	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーティング (中継局接続機能) <ntt東日本・ア< th=""><th></th><th>1ポートごとに月 額</th><th>4,812,500</th><th>4,812,500</th><th>0 (<mark>0</mark>)</th><th>0.0% (<mark>0.0%</mark>)</th><th>5,041,667</th></ntt東日本・ア<>		1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0 (<mark>0</mark>)	0.0% (<mark>0.0%</mark>)	5,041,667
関門交換機接続ルーティング伝送機 (IGS接続(ひかり電話))	钱能 ※	3分ごとに	1.311	1.314	▲0.003 (▲0.003)	▲0.2% (▲0.2%)	1.40

[※] 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(2) 10

【NTT西日本】 (単位:円)

							(
機能名					影響額		
		道 (1) 単位 (1) 接続料 (2) 接続料 (2) またい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい		②当初申請 接続料	①一②(内、音声トラヒック統計誤り修 正の影響額)	(①一②)/③ (単位:%)	③平成30年度 接続料
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030 (▲0.00000000)	▲0.1% (▲0.0%)	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝 (収容局接続機能) <ntt東日本・西< th=""><th></th><th>一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額</th><th>1,602,938</th><th>1,603,767</th><th>▲829 (▲0)</th><th>▲0.0% (▲0.0%)</th><th>1,712,989</th></ntt東日本・西<>		一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829 (▲0)	▲0.0% (▲0.0%)	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルーティング伝 (中継局接続機能) <ntt東日本・西< th=""><th></th><th>1ポートごとに月 額</th><th>4,270,833</th><th>4,270,833</th><th>0 (<mark>0</mark>)</th><th>0.0% (<mark>0.0%</mark>)</th><th>4,229,167</th></ntt東日本・西<>		1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0 (<mark>0</mark>)	0.0% (<mark>0.0%</mark>)	4,229,167
関門交換機接続ルーティング伝送機i (IGS接続(ひかり電話))	能 ※	3分ごとに	1.462	1.467	▲ 0.004 (▲ 0.003)	▲0.3% (▲0.2%)	1.62

[※] 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

(参考)NGN接続料(IGS接続)算定に用いられる需要及び原価の主な予測方法

- 設備管理運営費の予測値は、基本として、前々算定期間(2年前)の実績値を基にして取得固定資産の増減率等と効率化率 (毎年度▲3%)を加味して算定。(装置本体等の減価償却費は投資額を考慮して個別に算定。その他具体的方法は網使用料算定根拠に記載)
- 需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラヒック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、以下の方法を採用。
- いずれの方法も、平成20(2008)年度適用接続料の算定で採用された後、基本的に変更されることなく継続している。

【IGS接続の通信回数の予測値の算定方法】(通信時間も同様の方法で算定) 呼の類型別に、前々算定期間のそれぞれの実績値に対して、それぞれ次の各変動率を合算したものを乗じて予測値を算定。

	ひかり電話施設数の変動率		通信先施設数の変動率 (⇔の下に記載の電話種類の施設数の変動率)		1加入当たりトラヒック(通信回数)変動率								
呼の類型	個別/共通 (類型ごとの値 かどうか)	算定方法	個別/ 共通	算定方法	個別/ 共通	算定方法							
NGNひかり電話⇔ NTT東日本の固定 電話	共通	NTT法の総務 大臣認可を受け る事業計画に記	個別	事業計画値	共通	総務省公表のトラヒック 値により固定発着の1 加入当たり通信回数を							
NGNひかり電話⇔ NTT西日本の固定 電話	共通	載の値を採用 (この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に 「事業計画値」と	(この表で単に	個別	事業計画値	共通	推測(※)し、その対前 年変動率の平成20年度 以降の平均 (今回申請接続料では、
NGNひかり電話⇔ 他事業者	共通		個別	総務省公表の契約数を 使いNTT東西以外の施 設数を算定した上でそ の前々算定期間まで3 年間の増減数の平均値 で直近2年を外挿	共通	平成29年度までの10年 平均) ※総務省調査「通信量からみ た我が国の音声通信利用状 況」を使用して推測。							

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)(1)

- **通信用建物の年額料金(コロケーションのスペース代の一部)について、**NTT西日本から総務省に対し、平成31年3月に認可申請した金額に誤りがあったため再申請を行うとの報告があった(※1)。具体的には、今年度より算定作業効率化の観点から、通信用建物料金において算定用ツールを導入したところ、通信用建物の正味固定資産価額を算定するプロセスにおいて、ロジックエラーにより(1)本来控除すべき原価要素の一部(二重床)の控除漏れ(※2)及び(2)原価要素の一部の積算漏れが生じたとのことである。
- ※1:令和元年6月17日付西設相制第000040号。接続事業者の指摘で発覚したとのこと。
- ※2: 手作業による補正も適切に行われなかったとのことである。
- NTT西日本は、発覚・判明後速やかに事象の内容及び本来の金額を一般公表するとともに全ての接続事業者に周知しており、また、算定用ツールの導入・変更時の正常性確認作業の抜本的見直し(過去データを用いた動作検証等)、補正が必要な場合の算定ツール等による対応の徹底などの抜本的な再発防止策を講ずるとしている。
- なお、NTT西日本からは、コロケーション料金のうち通信用建物料金のみが再申請となることで認可が行われた際の遡及精算が二度にわたるため、接続事業者の事務処理負担を軽減する観点から、コロケーション料金全体が再申請に係る認可が行われた後の実施となるよう補正申請(本年3月の申請に対する補正)を実施したいとの表明もされている。
- 平均額、総額における影響額は、次のとおり。NTT西日本全体の2715箇所の通信用建物のうち、影響を受けたのは1283箇所。

(1)通信用建物の料金(平均額)への影響額

(年額、単位:円/㎡、【】内は調整額加算前の数値)

区分	再申請予定料金	資料94-2(※)	申請値	平成30年度平均額
通信用建物	21,262円	19,698円	22,643円	21,448円【20,972円】
平均額	【20,775円】	【19,991円】	【21,467円】	
平成30年度	▲186円 (▲0.87%)	▲1,750円 (▲8.16%)	1,195円 (5.57%)	_
平均額との差分	【▲197円 (▲0.94%)】	【▲981円 (▲4.68%)】	【495円 (2.36%)】	

[※] 平成31年度適用接続料の諮問時の電気通信事業部会(第94回)において使用した説明資料(資料94-2)において、通信用建物料金の平均額としてロジックエラーのある算定用ツールで算出された数値に基づくものを使用しており、誤った金額を記載してしまっていることが判明。

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)(2)

(2)総額への影響

(年額、単位:百万円)

区分	再申請予定料金 の場合	申請料金の場合	平成30年度総額
年間想定総額	1,637	1,830	1,640
平成30年度総額と の差分	▲3 (▲0.2%)	190 (▲11.6%)	_

注:平成30年度末時点における事業者のコロケーションリソース利用量より推計

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによる算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

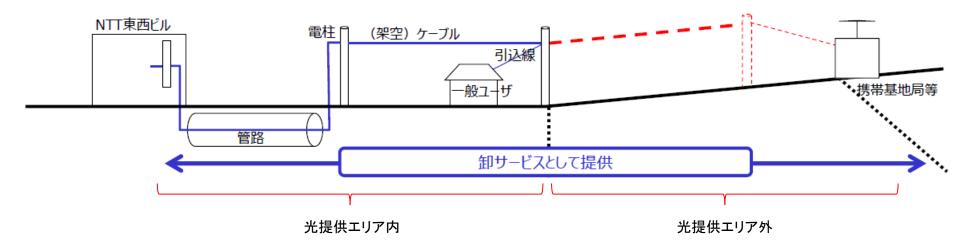
フレキシブルファイバの取扱いの適正化について

○ いわゆる「フレキシブルファイバ」について、省令(電気通信事業報告規則)に基づく固定端末系伝送路設備に関する定期報告について報告内容の正確性を期すよう総務省から報告義務対象事業者に対して一斉に行われた要請(※1)を受け精査した際に、NTT東日本・西日本から、「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備を固定端末系伝送路設備として取り扱うべきことが判明したとの報告があった。(※1 「固定端末系伝送路設備設置状況報告について」(平成31年4月23日付け総基料第76号))

(固定端末系伝送路設備は、指定告示(平成13年総務省告示第243号)により、第一種指定電気通信設備に指定されていることから、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備もその対象として取り扱われることとなる。)

○ NTT東日本・西日本は、同報告において、<u>フレキシブルファイバは、</u>既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、<u>卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難</u>としており、<u>加入光ファイバに係る接続料の再算定に当たって、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容(※2)の再申請が、行われる見込みである。(※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が必要。)</u>

フレキシブルファイバの概要



携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)等において、個別設備を設置し、 既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。

提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。

今後のスケジュール(想定)

今後速やかに再申請があった場合には、以下のスケジュールが想定される。

6月27日(木)頃 電気通信事業部会 諮問

※情報通信行政・郵政行政審議会議事規則(平成15年郵政行政審議会決定第1号)第8条の規定により、文書その他の方法により審議を行う。

7月2日(火)頃 意見招請(1回目)開始

7月24日(水)頃 意見招請(1回目)終了

7月27日(土)頃 意見招請(2回目)開始

8月7日(水)頃 意見招請(2回目)終了

8月中旬 接続委員会

8月23日(金) 電気通信事業部会 答申

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方

-平成31年度の接続料の改定等-

〔意見募集期間: 平成 31 年3月 29 日~令和元年5月7日〕 再意見募集期間:令和元年5月 10 日~同年5月 23 日

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 9者(法人等:8者、個人:1者) 再意見提出者 22者(法人等:21者、個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	フリービット株式会社	株式会社STNet
3	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会	EditNet株式会社
4	NGN IPoE協議会	KDDI株式会社
5	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
6	ソフトバンク株式会社	株式会社オプテージ

7	株式会社朝日ネット	西日本電信電話株式会社
8	EditNet株式会社	東日本電信電話株式会社
9	一般社団法人日本インターネットプロバ イダー協会	株式会社アットアイ 有限会社あまくさ藍ネット 株式会社エヌディエス オーシャンブロードバンド株式会社 株式会社サンライズシステムズ ジェットインターネット株式会社 株式会社シナプス ディーシーエヌ株式会社 株式会社新潟通信サービス 虹ネット株式会社 有限会社ナインレイヤーズ 有限会社マンダラネット
10	_	一般社団法人日本インターネットプロ バイダー協会
11	_	特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構

(1) 実績原価方式に基づく令和元年度の接続料改定等

■:NTT 東日本・西日本からの意見 ●:NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見1 ■ コロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、電気料の情報開示のみでは不十分であるため、設備使用料の情報についても開示する必要がある。	再意見1 ■ 更なる予見性向上の取組みとして、10月末までに、設備使用料の算定に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビル等を数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとする。	考え方 1	
○ 平成 30 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成 30 年 5 月 25 日)において、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東西会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以口ケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地が無いか検討すべきとされ、これに基づき要請が行われました。これを受けて、NTT 東西殿より平成 31 年度のコロケーション費用に係る予見性確保の取組みとして、10 月末に電気料の試算値が開示されました。しかしながら、料の試算値が開示されました。しかしながら、本域の計算値が開示されました。しかしながら、電気料より設備使用料の変動が大きかったこ分であるため、主要エリアだけでも電気料と同様に設備使用料の情報についても 10 月末に開示する必要があると考えます。(ソフトバンク)	〇 これまで、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、王西リア(NTT東日本:東京・神奈川、NTT東日本:大阪・愛知)におけるビル毎の設備保管判との設備保育力との設備使用料等)を、接続料の認備使用料等)を、接続料の認備で開開では、個年1月末頃に「早期開示」としているところです。 上記に加え、2018年度より、予見性向にでしているところです。 上記に加え、2018年度より、予見性にご負担にしているところです。 上記に加え、2018年度より、予見性にご負担にして、接続会計結果に基づく諸氏はおコロケーション費用において、第値に基づく諸様については、10月末に総務省ととは関係である。 で指摘の「設備使用料(電力設備に報明にでは、10月末にでいる必要があることは困難ですが、更なる予見性別であるとして、10月末までに、設備使用料の算に、20月末までに、設備使用料の算法を表して、10月末までに、設備使用料の算法を表して、10月末までに、設備使用料の算法を表して、10月末までに、設備使用料の算法を表して、10月末までに、設備使用料の算法を表して、10月末までに、設備を表して、10月末までに、設備を表して、10月末までに、設備を表して、10月末までに、設備を表して、10月末までに、設備を表して、10月末までに、20月に対して、10月に対しに対して、10月に対しで、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対しで、10月に対して、10月に対して、10月に対しが対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対して、10月に対しでは対しでは対して、10月に対しでは対しでは対しが対して、10月に対しが対しが対しが対しが対して、10月に対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対し	〇 おおおり との では	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見2 ● 上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2年連続減少となるのみならず、平成31年度は大幅に減少。接続事業者の予見性を高めるといった観点から、設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含め開示したうえで、中長期的な接続料の見通しを開示すべき。	に用いる「設備管理運営費比率」を開示するとともに、11月以降、早期開示の前までに、主要エリアにおけるコロケーション実績の多いビルを数ビル抽出したうえで、設備使用料の試算値を開示することとします。 (NTT東日本・西日本) 再意見2 ● 接続料原価の予測に資する情報をホームページにて継続的に開示いただき、更に、接続料にで大幅な変動が生じる可能性がある場合には、事業の将来予測を提示いただきたい。また、一時的な要因により、大幅な料金変動が想定とも可能なくことを要望。 ● 複数年の将来予測を提示いただきたい。また、一時的な要因により、大幅な料金変動が想定される場合は、激変緩和措置のように一部費用を繰り延べ、一定期間内で取り漏れなく平準化した料金を設定することも可能だと考える。 ■ 設備維持を行うために必要なコストを見通し、将来の接続料水準を予測することは困難。仮にとして来の接続料水準を予測に基づく接続料の開示は接続事業者の予見性の確保につながらない。	9号により「コロケーション費用の予見性向 上のための取組について、更に改善の余地がないか検討を進めること。」が要請された。 考え方2	
○ 接続料金の上昇傾向が続くと考えられていたメタル接続専用線について、2 年連続の減少となるのみでなく、平成 31 年度は大幅な減少となっています。通信路設定伝送機能については、情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成 28 年 3 月 31 日)において、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行	○ 今回申請された平成31年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比でNTT東日本▲43.9%、NTT西日本▲60.8%(高速ディジタル64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA内)と、NTT東・西共に大幅な減少となっております。接続料の急激な変化は予算編成や事業計画を立てる上で大きな影響を与えることになります。今回の急激な接続料の減少要因については、	O 通信路設定伝送機能 等のレガシー系設備に 係る接続料に関する情 報の事前開示につまて は、毎年10月末に翌 年度適用接続料の見込 みが開示されているほ か、中長期的な接続料 原価の推移予測に資す	無

		I	<i> </i>
意見	再意見	考え方	修正の 有無
うべきとされ、これに基づき NTT 東西殿に要請が行	「専用線ノード装置等の設備更改に伴う設備の	る情報として、平成2	
われました。これを受けて、平成28年に専用ノード	スリム化による施設保全費が減少するとともに、	8年の本審議会の答申	
装置等の更改に係る見通しがNTT 東西殿より開示さ	旧設備の除却が平成28年度で概ね完了したこと	※1を踏まえて総務省か	
れましたが、費用への影響の程度が分からない上	から固定資産除却費が減少、また、平成28年度に	らNTT東西に対して	
に、平成29年以降は情報開示が実施されておらず、	実施した残価一括償却の反動により減価償却費	行われた要請※2を受	
今回の大幅な減少について予見することはできな	が減少したこと」(*1)とあり、いずれの要因につ	け、NTT東西から、平	
い状況でした。今回のように接続料が激変すると、	いても実績原価方式による接続料算定において	成28年10月31日に、専	
接続事業者としてはサービスの継続や予算等の事	は、接続料原価が大幅に減少に転じることや、マ	用線ノード装置等に係	
業計画を立てることが困難であり、また接続料が上	イナスの調整額が加算される可能性について予	る平成25年度から平	
昇することを要因として、ネットワークの切替えを	め見通しが立つものだったのではないかと考え	成28年度までの設備	
お願いしていたユーザに対しても説明が困難な状	られます。	更改の実施スケジュー	
況となっています。	接続事業者の予見性の確保に関しては、情報通	ル及び平成24年度か	
このような状況から、接続事業者の予見性を高め	信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31	ら平成27年度までの	
るためには、設備更改やコスト削減に向けた取組等	日) の考え方(*2)を踏まえ、NTT東・西に接続事	専用線に係る接続料原	
に関する具体的な費用への影響額を含め開示いた	業者の予見性を高めるための方策を検討するこ	価の実績推移が開示さ	
だいたうえで、上記答申に基づき次年度以降につい	とが要請された結果、NTT東・西は、平成29年度	れたところと承知して	
ても引き続き中長期的な接続料の見通しを開示し	接続料申請に先立ち平成28年10月31日に接続事	います。	
ていただきたいと考えます。	業者向けのホームページで、「専用ノード装置等	〇 今回の申請(令和元	
(ソフトバンク)	の更改に係る見通し」(平成28年度までの予定)	年度適用接続料)にお	
	を開示しました。	ける専用線接続料の大	
〇 また、接続専用線の部分でも述べましたが、接続	しかしながら、その後は接続事業者に対して特	幅な減少は、平成28	
事業者の予見性を高めるといった観点から、メタル	段の情報開示も行われていないことから、当該要	年度に実施された残価	
回線についても同様に、設備更改やコスト削減に向	請の趣旨を踏まえ、今後は、接続料原価の予測に	一括償却の反動が最も	
けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含	資する情報として、「専用ノード装置等の更改に	大きな要因となって生	
めて開示いただいたうえで中長期的な接続料の見	係る見通し」と同様の情報を継続的に開示いただ	じたものであり、した	
通しを開示すべきと考えます。	き、更に、接続料原価に大幅な変動が生じる可能	がって上記の中長期的	
(ソフトバンク)	性がある場合には、可能な限り、事前に詳細な情	情報の開示時点(平成	
	報を接続事業者に開示いただくことを要望いた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28年10月末) にお	
	します。	いて予測がどの程度可	
		能であったかは、客観	
	*1:NTT東西の接続約款の変更認可申請に関する説	的には必ずしも明らか	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	明(平成31年度の接続料の改定等)	でないと考えられま	
	*2:「通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係	す。	
	る接続料に関する情報の事前開示について、現在	〇 しかしながらいずれ	
	の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推	にせよ、需要が減少傾	
	移予測に資する情報として、例えば設備更改に係	向にある接続料が大幅	
	る計画、コスト削減に向けた取組等を開示するこ	に減少するなど、通常	
	とにより、接続事業者の予見性をさらに高めるた	予想される傾向と全く	
	めの方策等を開示することにより接続事業者の	異なる金額の変動が生	
	予見性を高めるための検討を行い、総務省に報告	じる可能性がある場合	
	するよう要請すること」	には、接続事業者に対	
	(KDDI)	し、例えば申請接続料	
		に係る事業者向け説明	
	〇 弊社の意見に追記いたします。	会※3の機会を捉えて予	
	前回平成31年3月28日公示の意見募集にて、弊	想される将来変動に関	
	社からは左記のように、通信路設定伝送機能、及	する補足説明を行うな	
	びドライカッパ接続料において、接続事業者の予	どの方法により、でき	
	見性を高める観点から、設備更改やコスト削減に	る限り早期の情報開示	
	向けた取組等に関する具体的な費用への影響額	が行われることが望ま	
	を含めて開示いただいたうえで中長期的な接続	しいと考えるところ、	
	料の見通しを開示すべきとの考えを示しました。	その旨を総務省からも	
	特に需要が下がっていながらコストが上がる場	NTT東西に要請する	
	合(※)については、その原因及び将来のコスト	ことが適当と考えま	
	見通しを早期に開示すべきと考えます。	す。(要請)	
	将来の見通しに関して、平成29年2月2日に、東		
	日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日本殿」と	※1:平成28年3月3	
	いいます。)、及び西日本電信電話株式会社殿(以	1日付け情郵審第19	
	下「NTT西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT	号	
	東西殿」といいます。)より総務大臣殿に提出さ	※2:平成28年3月3	
	れた、「第一種指定電気通信設備接続料規則に基	1日付け総基料第52	
	づく許可申請」の中で、ドライカッパ、及びメタ	号「通信路設定伝送機	
	ル端末回線の接続料算定において、調整額の繰延	能等のレガシー系設備	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	による激変緩和措置が行われました。同申請の中	に係る接続料に関する	
	でNTT東西殿は、平成30年度接続料への影響につ	情報の事前開示につい	
	いて、平成28年度に行われた減価償却方法の見直	ては、現在の開示情報	
	しによる費用低減効果が見込まれることから、繰	に加えて、中長期的な	
	延による影響が抑えられ、その接続料水準につい	接続料原価の推移予測	
	ては、需要の減少度合いが同様であるとすると、	に資する情報として、	
	平成29年度の接続料水準から大幅には変動しな	例えば設備更改に係る	
	いといった趣旨の見通しが示されており、実際に	計画、コスト削減に向	
	平成30年度接続料は概ね見込み通りとなってお	けた取組等を開示する	
	ります。	ことにより、接続事業	
	先述した将来予測については、同許可申請にて	者の予見性をさらに高	
	NTT東西殿が見込まれた程度の予測は可能であ	めるための方策等を開	
	り、さらに、これを基に複数年の将来予測を提示	示することにより接続	
	いただきたいと考えます。	事業者の予見性を高め	
	また、その中で一時的な要因により、大幅な料	るための検討を行い、	
	金変動が想定される場合は、上記激変緩和措置の	その結果を平成28年9	
	ように一部費用を繰り延べ、一定期間内で取り漏	月末までに総務省に報	
	れなく平準化した料金を設定することも可能と	告すること」	
	考えます。	※3:説明会については、	
		平成30年3月23日	
	加えて、情報通信行政・郵政行政審議会答申書	付け総基料第64号及	
	(平成28年3月31日) において、中長期的な接続	び平成13年9月5日	
	料原価の推移の予測に資する情報として、例えば	付け総基料第315号	
	設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等	により開催が要請され	
	を開示することにより、接続事業者の予見性をさ	ている。	
	らに高めるための方策の検討を行うべきとされ、		
	これに基づきNTT東西殿に要請が行われました		
	が、それにより、費用への影響が分からない等、		
	十分とは言えないにせよ、NTT東西殿から専用ノ		
	ード装置等の更改に係る見通しが公開されまし		
	た。引続き総務省殿におかれましては、より一層		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	公正妥当な接続料制度実現のため、情勢を注視い		
	ただき、必要に応じた適正な措置が行われるよう		
	お取り計らいいただきたいと考えます。		
	(※)需要が下がっていながらコストが上がる場合		
	とは、別紙1 <ntt東日本殿>で言うFY15、<ntt< td=""><td></td><td></td></ntt<></ntt東日本殿>		
	西日本殿>で言うFY14~FY17を指します。		
	(ソフトバンク)		
	│		
	置等の更改に係る情報開示については、2013		
	年度から実施していた専用線ノード装置等の設		
	備更改の影響により原価の増減がそれまでの傾		
	向と異なっていたことから、中長期的な接続料原		
	価の推移の予測に資する情報として、専用線ノー		
	ド装置等に係る2013年度から2016年度		
	までの設備更改の実施スケジュールおよび20		
	12年度から2015年度までの専用線に係る		
	接続料原価の実績推移をお示ししたものです。		
	また、当社は、これまでも接続事業者の予見性		
	を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合		
	わせて、ドライカッパ、接続専用線、中継ダーク		
	ファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可		
	申請に先んじて開示しています。		
	しかしながら、専用ノード装置等の更改を含め		
	設備維持を行うために必要なコストが、将来、ど		
	の年度でどの程度発生するかを見通すことは困		
	難です。また、将来の接続料水準については、コ		
	ストの見通しだけでなく、接続事業者および当社		
	利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等		
	によっても大きく変動するものであるため、それ		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	を予測することも困難です。 そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計 して開示したとしても、不確実な予測に基づく接 続料の開示は接続事業者の予見性の確保につな がらないと考えます。 当社としては、今後も、原価、需要、単価等の 速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情 報開示に努める考えです。 (NTT東日本・西日本)		
	○ 中長期的な接続料について、接続専用線の接続料と同様に、設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難です。また、将来の接続料水準については、コストの見通しだけでなく、接続事業者および当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することも困難です。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、不確実な予測に基づく接続料の開示は、接続事業者の予見性の確保につながらないと考えます。		
意見3	当社は、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告と合わせて、ドライカッパ、接続専用線、中継ダークファイバ等の原価、需要、単価等を接続料の認可申請に先んじて開示してきており、今後も、接続料金の速報値の開示等、事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。 (NTT東日本・西日本) 再意見3	考え方3	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
● 今後もメタル回線は需要が減少していくと見込まれることから、引続き利用見込みが無くなった資産については、毎年減損処理を実施するべき。	■ メタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、必要に応じて対応する。		
○ 平成 31 年度接続料改定に係る NTT 東西殿主催の 説明会において、ドライカッパ接続料低廉化の要因 の一つとして、今後利用見込みがない回線の減損処 理を実施したとのご説明がありました。加えて、同 説明会では、減損については大部分の処理が終わっ たとのご説明もありましたが、今後もメタル回線は 需要が減少していくと見込まれることから、引続き 利用見込みが無くなった資産については、毎年減損 処理を実施するべきと考えます。 (ソフトバンク)	○ 今後のメタルケーブルの減損処理については、 メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、当社 として必要に応じて対応を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)	〇 NTT東日本・西日本において、メタル回線コストの更なる適正化の観点から引き続き適切に対応されることが重要と考えます。	無
意見4 ● 事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合に、その不備に起因する検討期間を事前調査申込回答の期間計算から除くことは、一定の合理性があるものの、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示すなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要。	再意見4 ■ 申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由を示すことに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考え。	考え方4	
○ 事前調査申込書の不備が受付後に確認された場合、その不備に起因する検討期間は本来、生じないはずのものであり、事前調査申込回答の期間計算から除くことに一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、不備の有無や除外される期間を NTT 東西殿が一方的に判断される場合、恣意的な運用がなされる恐れがありますので、判断の理由と除外される期間の算定根拠を示していただくなど申込事業者により判断の妥当性を検証可能な仕組みが必要と考えます。 (ソフトバンク)	○ 当社は、申請中の本規定に基づき事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合、申込事業者へ協議により該当箇所および判断の理由をお示しすることに加え、その確認が完了次第、速やかに申込事業者へ通知する考えです。これにより、申込事業者において、判断の理由および除外される期間について明確になると考えます。 (NTT東日本・西日本)	O NT 東日本・西田 下下 ではれるというできるのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見5 ● 各研究会等での議論の影響がないものについては速やかに認可申請するべき。 ○ 平成 31 年度接続料改定に関しては、実績原価方	再意見5 ■ 次年度以降においても、委員会の議論状況等を 踏まえつつ、速やかな接続料の認可申請に向け て、引き続き対応していく考え。 ○ 2019年度適用接続料については、「接続政	考え方5 〇 接続約款の変更はこ	
式に基づくもの、加入光ファイバ、次世代ネットワーク、及び長期増分費用に基づくものについて、それぞれ4月1日から適用すべき料金にもかかわらず3月申請となり、その結果、遡及精算を実施することが確定しています。各研究会等で算定方法について議論されている機能・料金等については、認可申請が遅れることについて理解できますが、議論の影響が特にないものについては速やかに申請していただきたいと考えます。なお、加入光ファイバ等は現在も研究会等で算定方法について議論されていますが、次年度以降、極力認可申請が遅れないよう、速やかに検討を進めていただきたいと考えます。(ソフトバンク)	(NTT東日本・西日本)	は が年そとれ者 続き が年そとれ者 が年そとれ者 が年そとれ者 が年がしでも がの及あいも可に がのでするの料向討の のないいあ申対と がはいい、 はいさにれる。 がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がいるの がいるの はいでする でする でする でいる でする でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	無

(2) 令和元年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

■:NTT 東日本・西日本からの意見 ●:NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見

意見	四日本以外の事業者・団体がらの意見・量・個人がらの 再意見	考え方	修正の
心 无	台 总元	ラスガ	有無
意見6	再意見6	考え方6	
● 加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料	● 左記意見に賛同。特に、光ファイバケーブルに		
金以外の提供条件等についても接続事業者が利用し	おける耐用年数については、実態に合った適正な		
やすい制度となっていくことを希望。	耐用年数を適用すべき。		
○ ネットワークの IP 化、サービスの多様化・高度化	〇 光ファイバの利活用をより推進するために、今	〇 意見にあるように加	
が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サー	後も加入光ファイバの利用料が低廉化すべきで	入光ファイバは今後の	
ビスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっ	あるという、日本ユニファイド通信事業者協会殿	電話サービスの基盤と	
ては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参	の意見に賛同します。	もなり得るものであ	
入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を		り、その利用に係る公	
伴うものであることから、光ファイバの利活用をよ	弊社としても、算定の見直しについて長期に渡	正競争環境を確保する	
り推進するために、今後も加入光ファイバの利用料	り要望をしていますが、特に、光ファイバケーブ	ため、総務省において	
が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等につい	ルにおける耐用年数については、2015年度9月の	は、引き続き、関連の	
ても接続事業者が利用しやすい制度となっていくこ	「加入光ファイバに係る接続制度の在り方につ	検討及び取組を実施す	
とを望みます。また、光コラボレーション(卸サービ	いて」の答申以降4年に渡り議論しているものの、	ることが適当と考えま	
ス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態と	未だ見直しが行われておりません。	す。	
なっていることから、加入光ファイバ等の接続と同	その後耐用年数について議論している「接続料	〇 なお、耐用年数につ	無
様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていた	の算定に関する研究会」においても、第2次報告	いては、考え方7を参	7117
だき、中小事業者や新規参入者による音声系サービ	書(2018年10月2日)において「平成31年早期に	照。	
スの展開が容易となるように議論されることを希望	結論を出すことが適当であり、またそうでなけれ		
いたします。	ば、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使わ		
(日本ユニファイド通信事業者協会)	れているのか疑念が生じかねない」等と指摘され		
	ているところ、第15回会合(2018年11月1日)以		
	降NTT東西殿から報告がない状況です。		
	また、別紙に記載の通り2014年から2017年度末		
	実績のデータによる試算値までが公開されてい		
	ますが、毎年概ね1年ごと推計値が延長されてお		
	り、またFY17末の実績データでは架空ケーブル及		
	び地下ケーブルそれぞれの下限値が既に現在適		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	用の耐用年数(架空ケーブル15年、地下ケーブル21年)に達していることに鑑みても現在適用している耐用年数は妥当とは言い難く、2020年度以降の料金算定では実態に合った適正な耐用年数を適用すべきと考えます。 (ソフトバンク)		
意見7 ● 加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべき。	再意見7 ■ 左記の意見のとおり、NTT東・西はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて研究会で説明するとともに、総務省においても、速やかにNTT東・西から検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべき。 ■ 2019年度より、架空光ケーブルは15年から20年に、地下光ケーブルは21年から28年に、海底光ケーブルは13年から21年に見直した。今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考え。	考え方7	
○ 加入光ファイバの接続料算定に用いる耐用年数について、接続料の算定に関する研究会(以下「研究会」といいます。)第一次報告書(平成29年9月)において「7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされているとは言えない」ことが指摘され、「経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。」との考えが示されました。その後、研究会第11回会合(2018年1月23日)においてNTT東西殿から、2018年度第4四半期までに見直し	〇 光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。)第二次報告書(以下「第二次報告書」という。)の考え方で示されている通り、平成30年又は平成31年早期には結論を出していく必要があることから、以後の研究会においてもフォローアップが進められてきました。しかしながら、NTT東・西の検討結果は、「検討の結果、光ファイバの耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも多めて検討していく考え」との説明に留まり(*3)、第二次報告書のとりまとめ時点から変わることなく、むしろ、検討のスケジュールは遅れているように見受けられることから、左記の意見にもあ	〇 N 記載	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
をする場合には何年とするかを判断し、また早ければ 2019 年度からの見直しを含め検討する考えが示されました。 しかしながら、研究会第 17 回会合(2018 年 12 月 19 日)における事務局資料において「2019 年度の早い時期までに改めて検討に関する状況について聴取することが適当」と記載され、スケジュールが遅れたように見受けられますが、NTT 東西殿からは遅れた理由や、見直し時期を含む変更後のスケジュールについて説明がない状況です。 つきましては、NTT 東西殿はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて説明することに加え、第 15 回研究会(2018 年 11 月 1日)の非公開会合にて FY17 年度末のデータを用いた推計結果が示された以降は議論がないことからも、速やかに研究会等の場で検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。(ソフトバンク)	るとおり、NTT東・西はスケジュールが遅れた理由や変更後のスケジュール等について改めて研究会で説明するとともに、総務省においても、速やかにNTT東・西から検討状況の聴取を行い適正性に関する検証を進めるべきであると考えます。 *3:接続料の算定に関する研究会 第17回(2018年12月19日)総務省資料 『接続料の算定に関する研究会 平成30年(2018年)9月以降の検討状況』(案) (KDDI) 〇 光ファイバの耐用年数について、財務会計上の観点から、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」等の最新の市場動向を踏まえ、今後の陳腐化リスクの変動要素等を総合的に勘案した結果、2019年度より、架空光ケーブルは15年から20年に、地下光ケーブルは21年から28年に、海底光ケーブルは13年から21年に見直しました。 今後、当該見直しの接続料への反映に向けた対応を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)	やかに行われることを 適当と考えます。 ・	
意見8 ■ 加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベースについて、当面利用見込みのない設備を速やかに特定のうえレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な時期から改めて組み入れるべき。	再意見8 ●■ 設備構築事業者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投資インセンティブを大きく損なうこと、芯線数の少ないケーブルを需要発生の都度、繰り返し敷設すると非効率的な設備構築となることから左記意見に反対。	考え方8	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 加入光ファイバの接続料算定に用いるレートベー	O 設備構築事業者は、	〇 本件認可申請との関	137111
スについて、研究会第二次報告書 (2018 年 10 月 2	・お客様要望への迅速な対応	係では、「最適なケーブ	
日)において 「レートベースの算定に用いる正味	・障害等不測の事態にも安定したサービス提供	ルを選定し効率的な設	
固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のも	ができるよう、短期的な需要だけでなく、将来需	備構築を実施」してい	
のに限定されることが適切」と明記されています。	要も想定した上で、適切な規模で設備構築を行っ	るというNTT東西の	
また、現在 NTT 東西殿は、光ファイバケーブルに	ています。	説明に整合しない情報	
おける未利用芯線 (NTT 東日本殿 41.2%、NTT 西日本		は少なくとも現時点で	
殿 45.4%(※)) についてもレートベースに計上し、	設備構築事業者は、その投資に係るすべてのコ	は乏しく、未利用芯線	
報酬として接続料に反映し各事業者より回収を行っ	スト(設備コスト以外に資金調達コストなど付随	を考慮せずに原価を予	
ている状況です。	して発生するコストを含む) を回収してゆく必要	測・算定するという現	
本件については、研究会における検討を早急に進	がありますが、今回ソフトバンク殿から提案され	行の方法は、一定の合	
める必要がありますが、少なくとも報酬の算定にお	た内容は、	理性があるものと考え	
いて当面利用見込みのない設備を速やかに特定のう	・設備コストは、使用の状況に関わらず全額対象と	ます。	
えレートベースから除外し、今後の利用見込みを踏	するものの	〇 一方で、仮に過去の	
まえ適切な時期から改めて組み入れるべきであると	・報酬(資金調達コスト等)は、算定期間内に利用	投資判断が基本的には	
考えます。	見込みのない設備を除外して算定する	合理的であったという	無
(※)第 16 回研究会 (2018 年 11 月 30 日) の NTT 東西	ものであり、整合性に欠け、合理的な考え方とは	想定に立つのであれ	
殿資料に基づき算出。	言えません。	ば、どのケーブルも、	
(ソフトバンク)		現在は芯線利用率が低	
	仮に、この提案を採用しますと、設備構築事業	いように見えたとして	
	者は、投資コストの一部が回収できなくなり、投	も、基本的には、少な	
	資インセンティブを大きく損なうものとなりま	くとも経済的耐用年数	
	す。これは、投資リスクを一方的に設備構築事業	が経過するまでには、	
	者に押し付けるものでしかなく、結果として、「設	より小容量のケーブル	
	備を自ら構築するよりも借りたほうが得」とな	では対応できない需要	
	り、設備構築事業者と設備利用事業者との競争関	を収容するに至るはず	
	係を大きく歪めるものとなります。	と考えられるので、今	
		後、未利用芯線の状況	
	したがって、ソフトバンク殿から提案された	を勘案して需要の予測	
	「少なくとも報酬 の算定において当面利用見込	の合理性を高めていく	
	みのない設備を速やかに特定のうえレー トベー	取組が求められるもの	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	スから除外し、今後の利用見込みを踏まえ適切な	と考えます。	
	時期から改めて組み入れるべきである」との意見	〇 なお、NTT東日本・	
	は、採用すべきでないと考えます。	西日本以外の設備構築	
	(STNet)	事業者(本考え方にお	
		いて単に「設備構築事	
	○ 2030年頃の通信ネットワークを見据えると、光	業者」といいます。)か	
	ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求め	らの懸念を示すご意見	
	られ、またネットワークダイバーシティによる通	については、主に、N	
	信インフラの強靭化も必要であることから、引き	TT東日本・西日本の	
	続き事業者間の設備競争を促進することは競争	光ファイバ接続料の低	
	政策上の極めて重要な課題であると考えます。	廉化が、FTTH小売	
	この点、仮にソフトバンク殿が主張している	市場における設備構築	
	「未利用芯線をレートベースから除外する」案を	事業者と設備利用事業	
	実施した場合、自己設置事業者は未利用芯線(先	者との間の競争の状況	
	行投資)を含めた資本コストを負担する一方、接	に影響を与えるであろ	
	続事業者はそれを含まない資本コストで設備を	う旨を指摘されている	
	借りることになり、自己設置事業者と接続事業者	ものとして承りたいと	
	との間で競争上の不公平が生じます。このような	考えます。	
	「自ら作るよりも借りる方が有利」となる見直し		
	は、競争環境に歪みを生じ、設備競争を衰退させ		
	るものと考えます。		
	弊社の光ファイバケーブルの未利用芯線は、新		
	規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路		
	工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模		
	災害発生時に迂回ルートを構築するために日々		
	活用されているものであり、自己設置事業者が迅		
	速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持する		
	ために不可欠な資産です。		
	また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自		
	体よりも空芯不足により追い張りが発生した場		
	合の工事費の方が高額であることから、能率的な		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向 上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備		
	構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構		
	築することになります。		
	(オプテージ)		
	○ 光ファイバケーブルの敷設は、芯線数の少ない		
	ケーブルを需要発生の都度、繰り返し敷設するこ		
	とよりも、芯線数の多いケーブルを将来需要や故		
	障対応等を予め見積もった上で敷設する方が効		
	率的な投資となることから、当社は工事の頻度・		
	内容による費用の発生状況や物理的な制約を踏		
	まえつつ、最適なケーブルを選定し効率的な設備		
	構築を実施しています。		
	ご指摘いただいたような仕組みの導入は、上記		
	のとおり、かえってコストの増加を招くことか		
	ら、実施すべきでないと考えます。		
	仮にこのような制度を導入した場合には、現時		
	点での芯線使用率のみを高めることになり、将来 を見据えた光基盤構築に向けた設備投資が停滞		
	を見据えた元基盤構業に向けた設備投資が停滞 し、ユーザへの即応や今後の5Gへの対応等、将		
	来を見据えた光基盤構築に多大な影響が生じる		
	そで兄姉んだ儿参照情栄に多人な影音が至しる ものと考えます。また、ブロードバンドサービス		
	ものと考えより。よた、プロードハフドリーとへ やモバイルの競争が進展している中、加入光ファ		
	イバの需要を正確に見通すことは困難な状況下		
	において、そのリスクを一方的に設備構築事業者		
	に押し付けることとなり、設備構築事業者のイン		
	センティブを著しく阻害するものと考えます。		
	(NTT東日本・西日本)		

(3) 令和元年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等

■:NTT 東日本・西日本からの意見 ●:NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見9	_	考え方9	
● 一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、			
NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等につい			
ても議論や必要な取り組みをしていただくことを希			
望。			
● 光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑 に利用できるよう、議論・検討することを希望。			
○ IP ネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障		□ 優先パケット関係機	
なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に		能を含めNGNの円滑	
不可欠な要素です。特にNGN上のQoSは、電話(通話)		な利用が行われること	
だけでなく様々な通信において活用できるものであ		は重要であり、総務省	
り、利用が拡がっていくことも想定されます。今後も		においては、引き続き、	
一層 NGN が利用しやすいものとなっていくために、		第一種指定電気通信設	
NGN を利用した音声サービスの提供のあり方等につい		備が多様な事業者に適	
ても議論や必要な取り組みをしていただくことを希		正・公平・透明な料金・	/111
望します。		条件で開放されるよ	無
(日本ユニファイド通信事業者協会)		う、取り組んでいくこ	
		とが適当と考えます。	
○ また、QoS の利用にあたって、光コラボレーション			
との組み合わせが現実的に必須である現状において、			
光コラボレーション(卸)と QoS が一体的に、円滑に利			
用できるよう、議論・検討いただきたいと考えます。			
(日本ユニファイド通信事業者協会)	工产日 4.0	* - + 4 0	
意見10	再意見10 ● 大記辛見に禁忌 マルチャストトニトック	考え方10	
● マルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握するサンプル調査を実施し、その結果を接続料算定に用	● 左記意見に賛同。マルチキャストトラヒック については、実態と乖離した不適正なものとな		
いるトラヒックに反映させたことは適切。今後、毎年	っていないかを検証するため、毎年度そのトラ		
度、マルチキャスト方式のトラヒック実態を調査し、	ヒック実態を調査、情報開示したうえで接続料		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
接続料算定に用いるトラヒックに反映させることが 必要。	算定にもちいるトラヒックへと反映すべき。 ■ 左記意見のとおり、毎年度、今回の検討において実施した方法と同様のサンプル調査を実施し、マルチキャストトラヒックを適切に接続料算定に反映する考え。		
○ マルチキャスト方式は、放送の再送信等のトラヒックが中継ルータ等の下部ポートでパケットが複製これて各収容ルータに配信される仕組みであるため、これまでのトラヒック測定ポイントである SNI 収容ルータの測定だけでは、中継ルータや伝送路(中継ルータンにおけるトラヒックを精緻に把握することができない、という問題がありました。今回、この問題を是正するため、NTT 東・西においる中では、中の表別であるため、NTT 東・西においてマルチキャスト方式のトラヒックの実態を把握すいるトラヒックに反映させたことは適切であるとを接続料算定に大きな影響を与えることから、SNI 収容ルータを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックを通過するトラヒックの変化は、NGN における各機能の接続料算定に大きな影響を与えることがら、毎年度接続料算定に大きな影響を与えることが必要であると考えます。(KDDI株式会社)	○ KDDI株式会社殿の意見に賛同いたします。 接続料金算定において接続料原価を除するトラヒックは接続料金の適正性に接続響の大きな直結します。 したがい、マルチキャストトラヒックについては、実態と乖離したのようとで接続料算をではいかを検証するため、した方法とではいかを検証するため、した方法としてもではいからでは、まないのででは、まないのでは、まないのでは、と同様のサンプル調査を実施し、当社としても、毎年度、プル調査を実施し、マルチキャストラヒックを適切に接続料算定に反映する考えです。 (NTT東日本・西日本)	〇 N い の	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 今回行われたトラヒック把握の精緻化及びQoS 制御係数の採用については、コスト配賦の適正性を向上させる一定の効果があったものと考えます。 (ソフトバンク)			
意見11 ● 今回算定に用いられた手法は、一定の合理性は有しているが、市場環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべき。毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認を希望。 ● 今後のコストドライバの見直しの際に参考になることから、「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び「新係数とQoS換算係数との関係」については、認可にあたって、その考え方等を明確にしておく必要がある	再意見11 ■ 市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、適宜見直しが行われるべき。 ■ NTT東西においては、認可時申請の際には、算定に用いられた考え方と最新のネットワーク品質管理基準を説明するべき。 ■ 数理的に求められたQoSクラス別の設備量は、帯域に起因してコストが変動する中継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすることが適当。 ■ 今後、環境の変化に伴い係数の算出方法が適切でないと考えられる場合には、改めてコストドライバの見直しについて検討。	考え方 1 1	
○ 今回、品質クラス別に共用設備費用を配賦する際の重み付けに用いるために、新たに「QoS 制御係数(以下、「新係数」)」が導入され、適用範囲は中継ルータと伝送路の共用設備費用とされています。新係数の検討が行われた『NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ』(以下、「本WG」)では、今後の検討事項等(※1)として、「新係数がどの範囲の設備費用に適用されるべきかという論点(適用範囲)と、現行の「QoS 換算係数」と重ねて適用することの是非及び重ねて適用する場合のその方法と	○ 市場環境の変化等から、NTT東・西のネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。 また、見直し是非の判断を行うためには、今回の接続料認可にあたって、QoS制御係数適用の考え方を明確にしておくとともに、毎年度認可申請の際に総務省においてNTT東・西から実際のネットワーク品質管理基準等を聴取した上で大きな変更がないかどうか等確認いただくことを	〇 「QoS制御係数」 の適用範囲に関してN TT東西から示された 考え方「数理的にスカラストでの設備量(必要帯域) の設備量(必要帯域) は、帯域に起因し中継 ストが変動することから、本係	

立日	工产日	* · -	修正の
意見	再意見	考え方	有無
いう論点(QoS 換算係数との関係)については、多様	希望いたします。	数の適用範囲は、中継	
な意見が示され、限られた関係者で結論を得るより、	(KDDI)	ルータ・伝送路とする	
研究会会合等よりオープンな場での継続検討を行う		ことが適当」は、一定	
ことが適当ではないか。」との考え方が示され、いず	○ KDDI殿意見に賛同いたします。QoS制御係数の	の合理性があるものと	
れの考え方も算定方法として取り得る可能性が残っ	適用範囲及びQoS換算係数との関係については、今	考えます。また、「Qo	
ていたところです。	回算定に用いられた手法以外にもそれぞれ一定の	S制御係数」と「Qっ	
本WG で出された意見を大別すると、細かい違いは	合理性を有する多様な提案がなされており、その	S換算係数」との関係	
あるものの、概ね以下の2つの考え方に集約されま	評価については今後の課題として整理されている	については、両者が性	
す。	ことから、適宜見直しが行われるべきです。	質を異にすることか	
① 採用するコストドライバの考え方を踏まえ、	その際に参考材料となるのは、算定に用いられ	ら、あらかじめ後者を	
適用範囲を整理	た考え方と最新のネットワーク品質管理基準であ	反映したトラヒック値	
採用するコストドライバの考え方に基づいてコス	り、NTT東西殿においては認可時申請の際には都度	を用いて前者を計算す	
トドライバの適用範囲も整理する考え方。今回のコス	これらを説明いただくべきと考えます。	るという申請内容所定	
トドライバは、ある品質クラスのトラヒックが増加し	(ソフトバンク)	の方法に、一定の合理	
た際、品質クラス毎に現在の品質(遅延時間)を維持		性があるものと考えま	
するために必要な設備量 (出力帯域) が異なることに	〇 本係数は、優先制御に係るQoSクラス別の	す。	
着目し、その差を品質クラス別のコスト配賦の重み付	物理的なコストの把握が困難であることや、透明	〇 一方で、「市場環境の	
けとするものであることから、出力帯域に基づいて増	性の高い係数を設定する観点から、トラヒックが	変化等から、NTT東・西	
減する設備(中継ルータや伝送路)に適用するという	増加した場合において、全てのQoSクラスの遅	のネットワークの品質	
整理。	延時間が解消する必要設備量(必要帯域)に着目	管理基準等に大きな変	
② 採用するコストドライバの考え方とは切り離	し、待ち行列理論に基づく数式を用いて数理的に	更が生じた場合は、コ	
し、機能に着目して適用範囲を整理	QoSクラス別の必要設備量(必要帯域)を求め、	ストドライバの見直し	
中継ルータと伝送路の共用設備費用について、大き	当該設備量の比率を係数化したものです。	についても検討すべ	
く、優先制御機能に係るコスト配賦と、帯域制御機能	数理的に求められたQoSクラス別の設備量(必	き」とのKDDI等か	
に係るコスト配賦の2つに分けて、それぞれに適切な	要帯域)は、帯域に起因してコストが変動する中	らの再意見について	
コストドライバを採用するという考え方。今回の新係	継ルータ・伝送路の設備量であることから、本係	も、一定の合理性が認	
数は、優先制御に基づく品質クラス別のコスト配賦の	数の適用範囲は、中継ルータ・伝送路とすること	められるところであ	
重み付けであるため、優先制御を主とする中継ルータ	が適当であると考えます。	り、今後の例年の認可	
に適用(ただし、帯域制御のコストドライバである	なお、当社としては、今回のコストドライバの	申請に当たっては、算	
QoS 換算係数は重畳適用しない)し、帯域制御を主と	見直しを踏まえ、当面の間、当該算出方法を用い	定方法に影響を与える	
する伝送路には、従来の QoS 換算係数を適用するとい	る考えですが、今後、環境の変化に伴い係数の算	環境の変化の有無につ	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
う整理。	出方法が適切でないと考えられる場合には、改め てコストドライバの見直しについて検討する考え	いてNTT東西から総 務省に説明する等の対	
当社は、本WGにおいて、前者の考え方に立ち、ま		応が行われることが適	
た、コストドライバの適用範囲もより実際の設備構成	(NTT東日本・西日本)	当と考えます。	
を踏まえて詳細に検討すべきであることから、出力帯 域の増減との連動性の高い設備である中継ルータ及			
び伝送装置のインタフェースに限って新係数を適用			
すべきとの考え方を提示しております。 一方で、上記①②の考え方は、いずれも一定の合理			
性は有していると考えられること、また、適用範囲を			
細かく見るのか大まかに見るのかは、作業負荷とその			
効果を踏まえた決めの問題であるとも考えられますが、今回、NTT 東・西の認可申請通りに採用するにし			
ても、意見募集を経て修正されるにしても、どういう			
考え方に基づいて新係数を採用(または修正)したの			
かを明確にしておくことで、今後のコストドライバの 見直しの際にも当該考え方が参考になることから、			
「コストドライバの適用の考え方及び適用範囲」及び			
「新係数とQoS換算係数との関係」については、認可			
にあたって、その考え方等を明確にしておく必要があると考えます。			
※1:接続料の算定に関する研究会(第19回) 資料19- 1 『接続料の算定に関する研究会 NGN コストドライ			
バの見直しに関するワーキンググループにおける検			
討の結果』			
(KDDI株式会社)			
〇 また、本WGにおける検討の結果として、「新係数			
は、実際のネットワークの品質管理基準を算定に			
用いることが困難という前提を置いて検討した結			

意見	再意見	考え方	修正の 有無
果であり、当該前提が変わることがあれば、当然に再検討の余地が生じる」との考え方が示されたとおり、市場環境の変化等から、ネットワークの品質管理基準等に大きな変更が生じた場合は、コストドライバの見直しについても検討すべきだと考えます。 加えて、実際のネットワークの品質管理とコスト配賦に用いるモデルに大きな乖離が生じるのであれば、コストドライバとして適切ではないため、毎年度、認可申請の際に総務省において、NTT東・西から実際のネットワークの品質管理基準等を聴取した上で、大きな変更がないかどうか等について確認いただくことを希望いたします。 (KDDI)			17.7%
O QoS制御係数の適用範囲については、今回算定に 用いられた手法以外にも多様な提案がなされてお り、どれも否定される内容ではないことから、市場 環境の変化等に応じて適宜見直しが行われるべき と考えます。 (ソフトバンク)			
意見12 ■ コスト削減の詳細の情報開示を希望。	再意見12 ■ コスト削減の取組み内容の詳細は業務運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難だが、事業者説明会等において、算定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考え。	考え方 1 2	
○ なお、今回の接続料算定にあたっては「保守業務等の内製化やシステム化の推進」が行われており、これがコスト削減に寄与している旨が報告されていますが、NTT 東西殿による詳細な情報開示がなされることで接続事業者によって検証が可能となり、相互理解が	○ コスト削減の取組み内容の詳細は当社の業務 運営に係る情報であるため、一律に開示することは困難ですが、事業者説明会等において、算 定根拠等を用いて丁寧に説明を実施していく考 えです。	○ 相互理解の促進のため、説明会等においてできる限り多くの情報開示が行われることを期待します。	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
深まると考えます。 (ソフトバンク)	(NTT東日本・西日本)		
意見13 ■ ひかり電話の接続料については、マイグレーションの進展などの環境変化もあるため、算定方式(将来原価方式)の見直しには慎重な検討が必要。	向が維持されることに加え、PSTNマイグレーションにより費用や需要の変動も大きくなることが想定されるため、算定方式の見直しには慎重な議論が必要。	考え方13	
○ ひかり電話の接続料(IGS 接続機能)については、通信時間・通信回数が減少傾向にあり将来原価方式による接続料算定の継続について課題があるかもしれないとの議論がなされています。しかしながら、近年は PSTN から IP 網へのマイグレーションの進展などの環境変化もあり短期間で接続料の変動が激しいサービスも見受けられるところ、マイグレーションの完了までの間は費用や需要の変動が大きくなることも想定されるため、算定方式の見直しには慎重な検討が必要です。 (ソフトバンク)	○ NGNではひかり電話だけでなく、インターネット接続、映像配信、放送の再送信等のサービスが提供されています。インターネットトラヒックは依然として増加傾向(*4)にあること、また、今後4K・8K放送のIP再送信等によるマルチキャストトラヒックの増加も見込まれることから、NGN全体としては今後もトラヒックの増加傾向が維持されるものと思われます。 加えて、左記意見のとおり、PSTNマイグレーションが完了するまでの間は、不確定要素も多く、費用や需要の変動も大きくなることが想定されるため、算定方式の見直しには慎重な議論が必要であると考えます。 *4:接続料の算定に関する研究会 第20回(2019年4月24日)NTT東西資料より(KDDI)	〇 通信時間等が減少傾 向によりを 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点	無
意見14 ● 現行の需要予測については、認可申請時予測値が実績値に比べて小さくなる傾向が続いている。需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法について改善できる点がないか検討することが必要。	再意見14 ● 接続料金の算定における予測値と実態に継続的に乖離が発生し続けている状態であれば、その乖離を解消するための取り組みが行われるべき。 ■ ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある	考え方 1 4	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
○ 現にの南西又別にのいては、 中の老に大に甘べて	実態や、申請概要資料において「(中略)予測実 績間の関係の推移状況を注視することが重要で ある」との指摘があること等を踏まえ、今後、 予測方法の変更や算定方式の見直しについて検 討していく考え	O 本在中以際の拉体型	
○ 現行の需要予測については、一定の考え方に基づく根拠を有しているものの、過去5年間の通信回数・通信時間について認可申請時予測と実績を比べると、認可申請時予測が毎年度数%程度(例:5ヶ年度平均で5.0%~6.7%(通信回数の場合))小さく予測される傾向が続いています。 これは、調整額が0である将来原価方式においては、実収入が実費用を上回る傾向が続いていることを意味していることから、需要予測について小さく見積もり過ぎていないか等、現行の算定方法についてきる点がないか検討することが必要だと考えます。具体的には、現行の需要予測は、「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」(総務省公表)の固定電話(加入電話・公衆電話・ISDN)とIP電話の分別が実績よりも小さくなる傾向があることがら、本需要予測がひかり電話(IP電話)の需要が少が影響し、結果として、算出されるトラヒック予測が実績よりも小さくなる傾向があることから、本需要予測がひかり電話(IP電話)の需要活・ISDN)とIP電話合算の値を用いるのではなく、IP電話の発着に関わるトラヒック及び稼働施設数のみから算出し、再申請すべきと考えます(当社試算だと、過去5ヶ年度分について約4~5%程度改善することを確認)。	○ KDDI殿意見に賛同にます。接続出知の意見に対ける予測値は実態との非離が不正離をといる。とは、	〇 第続法理た西れま の	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	KDDI殿の試算方法は当社では分かりかねますが、当社としては、ひかり電話通話トラヒックが減少傾向にある実態や、申請概要資料において「NGN接続料は接続料規則の規定により(3条許可を受けない限り)調整額が0であるため、(中略)予測実績間の関係の推移状況を注視することが重要である」との指摘があること等を踏まえ、今後、予測方法の変更や算定方式の見直しについて検討していく考えです。(NTT東日本・西日本)		
意見15 ● 網機能提供計画制度見直しに関する改定内容に賛 同。	_	考え方15	
○ 本改定は、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成31年度総務省令第15号)に適合し、円滑な接続等が確保されるための内容であることから、改定内容に賛同いたします。 (KDDI株式会社)		〇 円滑な接続及び公正 競争環境確保のため、 接続に関する情報はで きる限り広く共有され るべきであると考えま す。	無
意見16 ● 本変更案により、インタフェース部分にあたる費用を負担する従来からの費用負担のルールから逸脱する網改造料の設定が行われる余地を生じるおそれがあるため反対。	再意見16 ● 消費者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を一方的に変更してくる可能性があり、左記意見に賛同。 ■ インタフェースパッケージ部分が物理的に独立していない実態に即した形に変更するために「相当」の文言を追加。算定の方法も変わらず、当社の恣意的な裁量を入り込ませるものではない。	考え方 1 6	
〇 今回の変更案では、PPPoE 方式の網終端装置(以下、「NTE」といいます。)の機能を「インタフェースを付与する機能」から「インタフェース『相当』を付与す	※ Editnetの再意見のみに記載されている事項は、二重下線を付して、記載しています(以下の再意見において同じ。)。	O PPPoE網終端装置に おいてインタフェース パッケージ部分が最早	無

意見	再意見	考え方	修正の
フ機性・し本面ナスコレトナルマいナナーコレナーダ		#	有無
る機能」と変更することとされています。これは、従		物理的に独立していない。	
来の規定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込	O <u>JAIPAの意見に</u> 賛同します。NTT東西が従来か	いという実態に鑑みれば、「お火」の大量の次	
む余地を生じるおそれがあります.	ら、十分な台数のNTEの増設に応じず、D型NTEや	ば「相当」の文言の追	
NTT 東日本において, C-20 型および C-50 型 NTE にお	C-20型NTEのような方法でISP事業者に費用負担	加は必要な措置である	
いて法令や接続約款の規定に抵触する接続料を取得	の付け回しを行ってきたことからすれば、今後	と考えられますが、こ	
していたことが明らかになり、他事業者・事業者団体	も消費者に対するサービス区間を一方的に変更	れにより従来の算定の	
からの指摘を契機に総務省が行政指導(平成 30 年	する懸念があることからそれを明確に解消され	方法を変えることがあ	
(2018年) 12月 18日付総基料 270号) を行ったのと概	るべきです.	ってはならず、「占有	
ね同時期に本件変更申請に及んだことからも、この懸	(Editnet、JAIPA)	度」という文言を拡大	
念は適切に解消していただく必要があります.		解釈して接続約款の定	
ISP 事業者がNTE のインタフェース部分にあたる費	〇 本接続約款変更は、現行装置がPPPoE接	めと乖離する運用が行	
用を負担し、残りはNTT東西が負担することは従来か	続の提供開始当初の装置と異なり、インタフェ	われていた不適切な事	
ら変わらないルールですが、ここに「相当」の文言を	ースパッケージ部分が物理的に独立しておら	例の経験も踏まえ、今	
入れることで、C-20 型や C-50 型のような、本来の費	ず、実態に即した形に変更するために「相当」	後は、透明性を一層向	
用負担のルールから外れる網改造料の設定が行われ	の文言を追加するものであり、算定の方法も変	上させるなどして恣意	
ることになれば本末転倒です.	わらず、当社の恣意的な裁量を入り込ませるも	的な運用が行われない	
少なくとも,同じ機器であれば同じ接続料となる現	のではありません。	よう十分監視すること	
在の制度は維持すべきで、ここに利用者数に応じて利	(NTT東日本・西日本)	が適当と考えます。(考	
用部門との配賦割合を変えることが可能と読めるよ		え方15も参照)	
うな規定を設けるべきではありません.	O なお、C型を基準としつつも、補完的なメニ	〇 なお、接続に係る品	
現行の NTE では, インタフェースパッケージが本体	ューとしてC-20型等を提供し、接続事業者	質に関する論点につい	
と一体になっていることが本改定の理由と思います	の選択肢の一つとして、当該メニューを継続提	ては、考え方17を参	
が、それは機種によって異なるものですし、設備と機	供することは有益であり、C型とは異なる網改	照。	
能は従来から必ずしも一致するものではないので、現	造機能として附則に規定を行うものです。		
在の規定のまま、引き続き公正妥当な配賦をすること	(NTT東日本)		
で十分です.			
NGN の設備はNTT 東西が利用者から回収する料金で	○ JAIPA殿、EditNet殿の意見に賛同します。NTT		
まかない、ISP事業者はNTEのインタフェース部分か	東西殿が必要なNTEの増設に応じず、D型NTEやC-20		
らユーザ側の区間の費用を負担するというルールを	型NTEのような方法でISP事業者に費用負担の付け		
一方的に変更するようなことは、NTT 東西による優越	回しを行ってきた経緯を踏まえれば、今後も消費		
的地位の濫用に他ならないため反対です.	者に対するサービス区間や標準的品質の考え方を		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
(Editnet)	一方的に変更してくる可能性があります。総務省		10 1111
(殿におかれては上記のようにNTT東西殿のコスト		
○ 今回の変更案では、PPPoE-NTE の機能を「インタフ	を接続事業者が負担させられることがないよう、		
ェース『相当』を付与する」とされており、従来の規	接続で提供される標準的品質の維持も含め十分に		
定に比べて NTT 東西の恣意的な裁量が入り込む余地	監督していただくことを要望します。		
を生じるおそれがあります。NTT 東日本において C-20	(ISP12者、IXO)		
型および C-50 型 NTE の問題が生じたところで規定の	(101,124,17,0)		
変更に及んだことからも、この懸念は適切に解消して			
いただく必要があります。あくまでもインタフェース			
部分にあたる費用を負担することは従来から変わら			
ないルールです。ここに「相当」の文言を入れること			
で、C-20型やC-50型のような、従来からの費用負担			
のルールから逸脱する網改造料の設定が行われるこ			
とになれば本末転倒です。少なくとも、同じ機器につ			
いては同じ接続料となる現在の制度は維持すべきで、			
ここに利用者数に応じて利用部門との配賦割合を変			
えることが可能になるような規定を設けるべきでは			
ありません。現在の規定のまま、引き続き公正妥当な			
配賦をするべきです。 NGN の設備は NTT 東西が利用			
者から回収する料金でまかない、ISP 事業者はNTE の			
インタフェース部分からユーザ側の区間を負担する			
というルールを一方的に変更し、強いることは、消費			
者に対するサービス区間を一方的に変更することで			
あり、かつ接続事業者に対する NTT 東西の優越的地位			
の乱用に他ならないため反対します。			
(JAIPA)			
意見17	再意見 1 7	考え方17	
● C-X型は、トラヒックの増加に柔軟に対応できるメ	● C型と同額でのC-20型等のNTEの提供を希望。		
ニューとして利用されており、これまでと同様の接続			
条件で継続して提供されるよう適切に接続約款に規	提供されるべき。		
定されることを希望。	● 時代の流れに見合った新たなメニューの提		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
 ● C型全般の増設基準をC-20型と同一のものにそろえ、C型の接続料で接続事業者との接続に応じることをまずすべきであり、本件の認可には反対。 ● NTT東西は直ちに増設基準をトラヒックベースに変更する必要がある。総務省においては、トラヒックおよび接続約款の規定に見合った増設が可能になるよう、引き続き注視すべき。 	供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われることを要望。 ■ 接続事業者からC-20型等のメニューの継続利用のご要望をいただいたことを踏まえ、新たな網改造機能として接続料および接続条件を接続約款に定め、引き続き提供を行う考え。 ■ C型とC-20型等は接続事業者が自由に選択可能であるため、優越的地位の濫用とのご指摘には当たらない。		E AIN
	● トラヒックベースでの設備増強を行うべきという左記意見に賛同。 ■ 今後も、インターネット接続全体の状況等を踏まえ、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考え。ISPとの相互協力が必要。 ■ トラヒック計測について計測時間の見直しの検討を進めているよう。		
○ トラフィックが網終端装置の上限に達するもののセッション数に基づく増設基準を満たせない場合の対応策が無かったこれまでの経緯から、相互接続事業者である当社の求めていた対応策の結果のひとつがC-X型メニューの提供であると認識しております。エンドユーザーへの品質向上と掛けられる費用の関係を相互接続事業者側で考量することが可能となり、こうしたメニュー追加による選択肢の広がりは、相互接続事業者にとって建設的な議論が可能となり、有益であります。網終端装置の増設基準について、今後も一段の見直しをしていただけるよう希望するところではありますが、品質と掛けられる費用に応じて料金が変動する	検討を進めているところ。 ※ JAIPAの再意見のみに記載されている事項は、波線の下線を付して、記載しています(以下の再意見において同じ。)。 〇 C-20型等のNTEの提供を継続してほしいという点については、フリービット、NGN IPoE協議会、朝日ネット各社の意見に同意賛同します。ただし、C-20型、C-50型(以下「C-20型等」といいます。) はC型と同一の装置であることから、法令および接続約款の規定に基づき、C-20型等の網改造料はC型と同額であるべきです。(EditNet、JAIPA)	PPPoE網終端装置の増設に関も終れ、認問も対象のでは、不可能を対象をでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	無

			修正の
意見	再意見	考え方	有無
メニューを用意するという考え方は一定の合理性が	○ 今後もC-20型等と同等の品質メニューである	は一義的にはNTT東	
認められることから、C-X 型が今後も提供されるよう	代替メニューの提供、時代の流れに見合った新	西において別に定める	
希望いたします。	たなメニューの提供が必要であるという点につ	としていることから、	
(フリービット)	いては,KDDIの意見に賛同します.	仮に0-20型等※1の継	
	<u>ただし、</u> NTEの費用負担については、あくまで	続提供を許容する部分	
〇 事業者のニーズに基づいて提供されてきた C-X 型	も現行の53欄(東日本)51欄(西日本)ア欄, すな	の定めを認可しなかっ	
メニューについては、これまで、インターネットトラ	わちISPに接続するインタフェース部分のみを	た場合、C-20型等に適	
ヒック増加に対して柔軟に対応できるメニューとし	ISP事業者が負担するルールを維持すべきです.	用されていた緩和され	
て利用されております。IPoE 方式とは異なり PPPoE	また, C-20型 <u>等</u> はC型と同じ装置であるため, C-	た増設基準(閾値)が	
では各県単位の POI で接続できることから、その接続	20型 <u>等</u> の網改造料はC型と同額にすべきです.	廃止されるおそれがあ	
においてこうしたメニューの選択肢が存在すること	そもそも、C-20型はC型と別々のISP識別子を設	り、仮にそうなった場	
は、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのよ	定できるわけではないため、ユーザをクラス分	合は、接続事業者から	
うな選択肢がなくなれば、増加し続けるトラヒックへ	けして別料金で高品質のサービスを提供する目	の継続提供を求める意	
の柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なイン	的で使うこともできません。(この利用方法は、	見の状況も踏まえる	
ターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。	2017年~2018年のD型NTEをめぐる議論の中で,	と、少なくとも短期的	
便益とコストとのバランスに応じて料金が変動す	<u>当社が所属する</u> JAIPAや一部のISPが指摘したこ	には、当該増設基準の	
るとの考え方は合理性があることから、これまでと同	とにより可能になったものです.)	恩恵を受けてきた接続	
様の接続条件でX型が継続して提供されるよう、適切	このため, C-20型は特別なサービスのための	事業者の利用者の利便	
に接続約款の規定がなされることを希望します。	選択肢として使われていることはなく、本来の	性が損なわれることに	
(NGN IPoE 協議会)	サービス水準として一般的な利用者が求めてい	なりかねないと考えま	
	る水準を維持するために使われているというこ	す。	
〇 本改定では、第一種指定電気通信設備である NGN	とができます. C-20型NTEの利用者は, まさに標	〇 一方で、今回申請さ	
中の網終端装置メニューに関し、C-20 型等(※2)に	準的な利用者なのですから、そのサービスのた	れたC-20型等のメニュ	
ついて補完的な機能と位置づけ、平成32(2020)年6	めにC-20型のような、本来の費用負担区分と異	一は、当該メニューの	
月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込	なるNTEが多数必要になっている状況は、一般消	適用がない場合でも円	
みの受付を実施するものとする、としています。	費者の求めるサービスレベルにNTT東西が十分	滑なインターネット接	
現状、当社では、トラヒックの混雑状況、増設基準	な台数のNTEの増設に応じていないことを示し	続の見地から適切な対	
及び網改造料の水準等も踏まえて、C-20 型等のメニ	ているといえます.	処が行われることを前	
ューを有効に活用していることから、接続申込及び接	NTT東日本が総務省に報告したところによる	提として、ISPが追加	
続用設備の設置申込みの受付停止後も、C-20 型等と	と, 2018年3月現在, C-20型等のNTEを使ってい	的、個別専有的に設備	
同等の品質メニュー・網改造料負担である代替メニュ	る事業者は48社のうち18社, NTEの台数ベースで	を増強させる必要があ	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	も全体の3割とのことであり(平成30年(2018年)	るときに適用させるも	137111
ットトラヒックの増加)に見合った新たなメニューの	4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東	のとして網改造料の適	
提供、既存メニューの増設基準の緩和等が行われるこ	相制第18-00002号), このことは一般のサービ	用される補完機能とし	
とを要望いたします。	スを提供するために、特殊なNTEが多数使われて	て位置付けていると考	
	いることを意味しており、異常な状況であるこ	えられ、またその限り	
※2:C-20 型等:IP 通信網終端装置(増設基準を設け	とからNTT東西は直ちに、既存NTEの増設基準の	において接続事業者の	
るものに限ります。) において料金表第1表接続料金	変更(セッションベースからトラヒックベース	選択の幅を拡げる公正	
第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第	増設基準への変更) や時代の流れに見合った新	妥当なものであると考	
53 欄ア欄によらずに PPPoE 接続を行うための機能	メニューの提供(10GbpsのNTEなど)などを行い,	えられるところ、万一、	
(KDDI)	本来の費用負担の区分を変えずに利用者が困ら	この円滑なインターネ	
	ない程度のNTEの増設環境にしていくべきです.	ット接続という前提が	
〇 賛成します。	(Editnet、JAIPA)	将来崩れることがあ	
現行メニューのラインナップにおけるC-20型等は		り、小規模な事業者を	
ISP事業者にとって喫緊の課題である近年のトラフィ	〇 現状、トラヒックの混雑状況、増設基準及び	含む多くの接続事業者	
ック増大による輻輳問題を解決する選択肢の一つで	網改造料の水準等も踏まえれば、C-20型等のメ	によってC-20型等が必	
あり、当該メニューを利用できなくなることはエンド	ニューは有効に機能していることから、接続申	要とされることになれ	
ユーザー品質の低下を引き起こす懸念があるため現	込及び接続用設備の設置申込みの受付停止後	ば、接続事業者に負担	
在と同じ条件での継続を希望します。	も、C-20型等と同等の品質メニュー・費用負担	が一方的に課せられる	
弊社は、トラフィック増大はISP事業者にとって重	である代替メニューの提供や、時代の流れ(一	ものとして公正妥当性	
要かつ継続的な課題であり、今後もNTT東西殿とISP事	契約当たりのインターネットトラヒックの増	が失われることになり	
業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続	加)に見合った新たなメニューの提供、既存メ	かねないと考えます。	
的に協議することが必要だと認識しています。その際	ニューの増設基準の緩和等が行われることを要	〇 したがって、本来の	
には喫緊の課題への対応との両立を目指すべきであ	望いたします。	メニューであるC型等 [※]	
り、現存の効果的な選択肢を排除することはエンドユ	(KDDI)	² により円滑なインタ	
ーザー保護の観点からも避けることが望ましいと考		ーネット接続が実現で	
えます。	〇 KDDI殿意見において「時代の流れ(一契約当	きていることの説明が	
(朝日ネット)	たりのインターネットトラヒックの増加)に見	メニューごとに区分し	
	合った新たなメニューの提供、既存メニューの	た網終端装置の利用状	
〇 C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付	増設基準の緩和等が行われることを要望する」	況などの関連データの	
け」、当面提供するという点についても、本来、	とされているとおり、接続用設備はトラヒック	提供とともにNTT東	
PPPoE方式のNTEが従来の「増設基準」で最低限のサ	の増加や技術発展による効率化等の周辺状況、	西から定期的に行われ	

	T	T	14
意見	再意見	考え方	修正の 有無
ービスを提供できていないという問題を放置する	事業者からのニーズ等を踏まえ、その状況変化	るよう、総務省から要	
ものです. PPPoE方式のNTEは, NTT東西の負担で円	に合ったメニューの設定や基準の見直しが行わ	請を行うことが適当と	
滑なインターネット利用を可能にする程度に用意	れることが望ましいため、エンドユーザの利便	考えます。(<mark>要請</mark>)	
していただく必要があるため(総務省からの行政	性を損なわないよう継続的な検討が必要なもの	O 加えて、NGNにお	
指導等も踏まえて規定された接続約款25条1項5	と考えます。	けるトラヒック増加へ	
号), NTT東西がこれを遵守していれば、接続事業者	(ソフトバンク)	の対応という観点で	
は本来,C-20型のようなNTEを使う必要がないはず		は、総務省によると、	
です. 最低限のサービスを提供するためにC-20型	〇 本接続約款変更案に対して、フリービット殿、	本年5月31日にNT	
を設置することが実質的に必須となる状況からす	NGN IPoE協議会殿、KDDI殿および朝	T東西から次のような	
れば、先の行政指導を受けてまずすべきことは、C	日ネット殿から「メニュー追加による選択肢の	対応方針が表明され、	
型全般の「増設基準」をC-20型と同一のものにそろ	広がりは有益である」という趣旨のご意見があ	関連の接続約款変更認	
え、C型の接続料で接続事業者との接続に応じるこ	ったように、C-20型等(増設基準のセッシ	可申請が6月17日に	
とではないかと考えます.	ョン数の閾値に応じて、装置全体における按分	行われたところとのこ	
よって本件の認可には反対します. 総務省には,	比率が変動し、接続事業者が負担する料金額が	とであり、これにより	
C型の接続料(インタフェース部分に対応する費	変動するメニュー)をご利用いただいている全	一定の解決が図られる	
用)をISP事業者が負担することで、ユーザの円滑	ての接続事業者より、継続提供のご要望をいた	ことを期待するととも	
なインターネット利用のために必要な台数のNTE	だいていることを踏まえれば、接続事業者にと	に、引き続き、各関係	
を設置できるように、NTT東西を指導していくよう	っての選択肢の一つとして、当該メニューを継	者において利用者利便	
お願いします.	続提供することは有益であり、接続料および接	向上のため適切な取組	
そもそも、NTT東日本は法令および接続約款の規	続条件を接続約款に定める必要があると考えま	が継続的に行われるこ	
定に違反して、C型と全く同一の装置であるC-20型	す。	とを望みたいと考えま	
およびC-50型NTEの網改造料を、C型より高く設定	(NTT東日本)	す。	
して接続事業者から取得していたことが問題とな		【NTT東西対応方針】	
ったのですから、後から接続約款を変更して違法	〇 C-20型等のNTEの継続提供を希望する点につ	(1)ICTの普及を促進し	
状態を合法にすることは,妥当ではありません.こ	いては、既存のユーザへの影響を最小限にする	地域活性化を期待され	
れが前例になってしまうと、接続約款によらない	観点からも必要であり、フリービット殿、NGN	ている地域事業者の二	
メニューを提供し、それを既成事実化させること	IPoE協議会殿、朝日ネット殿各者の意見に賛同	一ズにお応えすべく、	
で後から認可申請をすることができることになっ	いたします。しかしながら、C-20型NTEはC型NTE	伸び続けるインターネ	
てしまい,接続制度と相容れない結果になってし	と同一の装置(同一原価)であることから、法令	ットトラヒックに柔軟	
まいます. この点からも認可に反対します.	の定めの通り、C-20型の網改造料は直ちにC型と	に対応可能で、かつ利	
(Editnet)	同一となるべきです。	用しやすい網終端装置	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	(ISP12者、IXO)	の新たな接続メニュー	
〇 C-20型およびC-50型を「補完的機能と位置付		を提供する(接続約款	
け」、当面提供するという点についても、本来、	〇 「C-20型等と同等の品質メニューの提供」「ト	変更認可申請に係る事	
PPPoEのNTEが従来の増設基準で最低限のサービス	ラヒックの増加に見合った新たなメニューの提	項。C型等と同一料金で	
を提供できていないという問題を放置するもので	供」「増設基準の緩和等が行われることを要望」	1接続事業者30台まで	
す。PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なインタ	といったKDDI殿の意見に賛同します。NTEは NTT	は300セッション/台の	
ーネット利用を可能にする程度に用意していただ	東西殿によって設置基準・増設基準等が定めら	閾値で増設が可能とす	
く必要があるため、接続事業者は本来0-20型のよ	れ、NTT東西殿によって保守運用され、そしてNTT	るもの)	
うなNTEを使う必要性がないはずです。C-20型を設	東西殿によってNTT東西殿の網の中に設置され	(2)当社としては、こ	
置している接続事業者が、最低限のサービスを提	る装置です。問題の本質は、利用者トラヒック	のような取組みやIPoE	
供するためにやむを得ず追加負担を受け入れてい	が増加しているにもかかわらず、NTT東西殿は自	移行を柔軟に組み合わ	
る現状からすれば、今回の総務省の行政指導を受	らの装置であるNTEの増設を適切に行わずこれ	せること等により、全	
けてなすべきことは、まずC型全般の「増設基準」	を輻輳させ、さらにユーザクレームで困窮して	ての区分のISP事業者	
をC-20と同一のものに揃え、C型の接続料で接続事	きたISPに「ISPから要望」としてNTEをISPの負	(地域/中堅/大手) が	
業者との接続に応じることであると考えます。そ	担とさせるような仕組みに切り替えてきている	今後のトラヒック増に	
もそも、NTT東日本は法令および接続約款の規定に	ことです。NTT東西殿は「収入は加入者ベースだ	対して柔軟に対応可能	
反して、C型と全く同一の装置であるC-20型および	から加入者ベースで増設基準を設定している」	となると考える。	
C-50型の網改造料を、C型よりも高く設定して接続	と主張していますが、携帯電話事業者やISP、	(3)ISP事業者向けの網	
事業者から取得していたことが問題になったので	Yahoo!やYouTube、Netflixなどのコンテンツ事	終端装置のトラヒック	
あって、違法状態を合法にするために後から接続	業者、クラウド事業者に至るまで、自らのサー	の見える化や、ISP事業	
約款を変更することは、明らかに妥当性を欠いて	ビス収入が加入者単位であるか否かにかかわら	者からの具体的な要望	
います。NGNの設備はNTT東西が利用者から回収す	ず、設備の増設はトラヒックベースで行ってい	を踏まえた更なる大容	
る料金でまかない、ISP事業者はNTEのインタフェ	ます。トラヒックベースでの増設はネットワー	量の網終端装置の提供	
ース部分からISP側区間を負担するというルール	クサービスの品質の維持のためには極めて常識	にも取り組む。	
を一方的に変更し、強いることは、消費者に対する	的な考え方です。	(4)取組の状況につい	
サービス区間を一方的に変更することであり、か	NTT東西殿が設置するNTEの輻輳によってこれ	ては、「接続料の算定に	
つ接続事業者に対するNTT東西の優越的地位の濫	まで多くのユーザクレームが発生しています。	関する研究会」の場で	
用に他ならないため反対します。	そのクレームで困窮したISPの声を、NTT東西殿	も経過を提出してい	
(JAIPA)	は「ISPからの要望」と解釈し、ISPの費用負担	< ∘	
	としました。これは本来提供されるべき標準的		
〇 今回の接続約款変更案のうち、PPPoE方式のNTE	な品質を考慮していないことに大きな原因があ	※1:増設基準のセッシ	

		T	T.,
意見	再意見	考え方	修正の 有無
に関する部分は、NTT東日本がC-20型、C-50型NTEに	ります。ユーザのクレームは優位的サービス(オ	ョン数の閾値に応じ	
ついて行政指導を受けたことが端緒と思われます	プション的サービス)を求めたものではなく、あ	て、装置全体における	
が、今回NTT東西は、接続約款を変更することでNTE	くまで標準的に想定される品質を満たしていな	按分比率が変動し、接	
の増設費用をISP事業者に転嫁しようとしている	いことによる苦情です。	続事業者が負担する料	
状況です.	オプションサービスの提供などについて必ず	金額が変動するメニュ	
そもそもNTT東西は、円滑なインターネット利用	しも否定されるものではありませんが、標準的	ーをいう。(接続約款	
が可能な程度の台数のNTEを用意する必要がある	機能や性能が定義されたあとに、それを上回る	(申請中)附則(平成	
のですから、現状の問題は「増設基準」がトラヒッ	ものに対してオプションと定義されるものであ	31年3月20日付け東相	
クの増加に追い付いていないことに結局行きつく	り、まずは標準的機能・性能を満たすことが必	制第18-00108号)第5	
ものです. NTT東西は従来から「利用者料金がユー	要です。	項)	
ザ数単位であるので、セッション数ベースが妥当	現在も数多くのユーザが不満を持っており、	※2:IP通信網終端装置	
である」と主張していますが、利用者料金がユーザ	インターネット上のユーザの声だけでなく一般	(増設基準を設けるも	
数単位なのはISP事業者も同じであり、その中から	紙や雑誌などでも日本のブロードバンド品質の	のに限る。)に協定事業	
バックボーンや通信機器のコスト削減を行い、回	劣化が報道されている昨今、NTT東西殿は増設基	者とのPPPoE接続のた	
線容量の増強に努めているのです.よってNTT東西	準のセッション数を緩和して対応を行っている	めのインタフェース相	
は直ちに「増設基準」をトラヒックベースに変更す	と主張しています。しかしトラヒックが増加す	当を付与する機能	
る必要があります.総務省においては,本件接続約	る今日では問題の根本的解決にはなりません。		
款変更をただ認可するのではなく、トラヒックお	解決には費用負担を変更することなく(NTT東西		
よび接続約款の規定に見合った増設が可能になる	殿が所有する装置の負担をISPに押し付けるこ		
よう、引き続き注視くださるようお願いします.	となく)、NTEの増設基準をトラヒックベースに		
(Editnet)	変更することが必要です。		
	(ISP12者、IXO)		
〇 今回の接続約款変更案のうち、PPPoEのNTEに関			
する部分の変更は、NTT東日本がC-20型、C-50型NTE	〇 <u>JAIPAの意見に</u> 賛同します.		
についての行政指導を受けたことが端緒と思われ	C-20型やC-50型NTEは、一部のユーザをクラス		
ますが、今回NTT東西は、接続約款を変更すること	分けして高品質なサービスを別料金で提供する		
でNTEの増設費用をISP事業者に転嫁しようとして	ような使い方ができないため、平均的なユーザ		
いる状況です。そもそもNTT東西は、円滑なインタ	へのサービスのためにNTT東西が用意するNTEの		
ーネット利用が可能な程度のNTEを用意する必要	台数が足りず、その回避策として東日本エリア		
があるのですから、現状の問題は「増設基準」がト	でやむを得ず利用されているにすぎません。		
ラヒックの増加に追い付いていないことに結局行	NTT東日本が総務省に報告したところによる		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
きつくものです。NTT東西は総務省の接続料の算定	と, 2018年3月現在, C-20型等のNTEを使ってい		
に関する研究会の席上で「利用者料金がユーザ単	る事業者は48社のうち18社, NTEの台数ベースで		
位料金であるのでセッションベース基準が妥当で	も全体の3割とのことであり(平成30年(2018年)		
ある」と主張していますが、ISPやYoutube,	4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東		
Google, Yahoo など、ユーザ単位で課金しながら	相制第18-00002号), このことは一般的なサービ		
もトラヒックベースで増設していることから、NTT	スを提供するために、特殊なNTEが多数使われて		
東西の主張は業界の常識に照らして合理性があり	いることを示しています.NTT東西は直ちに,自		
ません。よって、NTT東西は「増設基準」を直ちに	らの設備コストをISPに押し付けることなく,本		
トラヒックベースに変更する必要があり、総務省	来の費用負担の区分を変えずに既存NTEの増設		
においては本件の接続約款変更をただ認可するの	基準を見直し、消費者へ安定的なサービスの提		
ではなく、トラヒックおよび法令の規定に見合っ	供をすべきです.		
た「増設基準」への変更をすべきです。また、トラ	(Editnet, JAIPA)		
フィック計測は業界標準の5分おきにすべきです。			
(ここでいう5分計測とは、5分間にインタフェース	O <u>JAIPAの意見に</u> 賛同します. 接続制度は法令や		
で送信及び受信した総データ量を時間で割ったも	接続約款に基づき、適切な認可のプロセスを踏		
ので、これを1時間に12回行うことを指します。)	んで実施される必要があるところ、接続約款の		
(JAIPA)	規定に反する接続形態を導入し、それを既成事		
	実にして後から接続約款を規定することが可能		
	になってしまうと、接続制度の公正性への影響		
	が計り知れません.		
	C-20型等のNTEは,現行の接続約款に適合させ		
	る形で,C型と同額の接続料により提供すべきで		
	す.		
	(Editnet, JAIPA)		
	〇 C-20型等をご利用いただいている全ての		
	接続事業者より、提供継続のご要望をいただい		
	ていることを踏まえれば、接続事業者にとって		
	の選択肢の一つとして、当該メニューを継続提		
	供することは有益であり、接続料および接続条		
	件を接続約款に定める必要があると考えます。		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	当社は、「第一種指定電気通信設備との接続の		
	業務の適正化について(指導)」(総基料270号)」		
	に関する行政指導に対し、早急な是正に向けて		
	対応を実施しました。具体的には、C-20型		
	等の新規申込の受付を停止し、利用実績のある		
	全接続事業者に対し、速やかにメールによる一		
	報後、対面にて本指導の内容、接続料請求の停		
	止等の応急措置、当社の業務運営を是正するた		
	めの具体的な対応方法に関し説明しました。そ		
	の際、全接続事業者から当該メニューの継続利		
	用のご要望をいただいたことを踏まえ、新たな		
	網改造機能として接続料および接続条件を接続		
	約款に定め、引き続き提供を行う考えです。		
	「接続事業者に対するNTT東西の優越的地		
	位の濫用に他ならない」とのご意見について、		
	現にC型をご利用いただいている接続事業者が		
	一定程度いらっしゃることからC型は円滑なイ		
	ンターネット接続を実現するために有用なメニ		
	ューであること、また、C型とC-20型等は		
	接続事業者が自由に選択可能であり、当社とし		
	てC-20型等のみを利用するように強いてい		
	るものではないことから、優越的地位の濫用と		
	のご指摘には当たらないと考えます。		
	「本来、PPPoEの網終端装置が従来の増		
	設基準で最低限のサービスを提供できていない		
	という問題を放置するもの」とのご意見ですが、		
	当社は、円滑なインターネット接続を実現する		
	見地から増設基準を定めており、2018年6		
	月1日に現行メニューにおける増設基準の見直		
	し(基準セッション数の20%引き下げ)を実		
	施しました。		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	今後も、インターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者と協議の上、いただいたご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような見直しの必要性について検討していく考えです。 (NTT東日本)		
	○ EditNet殿の意見に賛同します。 C-20型やC-50型NTEは、ISPが原価を越えたコストを負担することで維持してきたNTEです。 NTT東日本殿が総務省に報告したところによると、C-20型等のNTEを使っている事業者は48社のうち18社、NTEの台数ベースでも全体の3割を締めており(平成30年(2018年)4月5日付け総合通信基盤局長あて回答文書・東相制第18-00002号)、このことは標準的なサービスを提供するために、多数の特殊なNTEが使われてきていることを示しており、いかに現在のNTE増設基準が実態と乖離したものであるか明らかです。 (ISP12者、IXO)		
	○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。NTT東日本殿は法令および接続約款の規定に違反して、C型NTEと全く同一の装置であるC-20型NTEおよびC-50型NTEの網改造料を不当に高く設定して、それを長年にわたり接続事業者から徴収していたことが問題であるとして行政指導を受けたものであり、早急に C-20型等のNTEは、		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	現行の接続約款に適合させる形で、C型と同額の		
	接続料により提供されるべきです。		
	NTEは NTT東西殿によって設置基準・増設基準		
	等が定められ、NTT東西殿によって保守運用さ		
	れ、そしてNTT東西殿によってNTT東西殿の網の		
	中に設置される装置です。適切な認可のプロセ		
	スを踏んで実施され、公平かつ適正な接続環境		
	が維持される必要があるところ、総務省殿にお かれても十分に監督していただきたいと考えま		
	がれても十分に監督していたださだいと考えましま。		
	9° (ISP12者、IXO)		
	(101/24(1/(0)		
	〇 JAIPAの意見に賛同します.		
	利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT		
	東西に限らずISP事業者も同じです. その中で		
	ISP事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金		
	の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増		
	強などを行っているのであり,NTT東西だけがい		
	まだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場		
	を取っています. トラヒックの計測方法を含めて. 業界の常識に見合ったトラヒックベースで		
	C, 条介の常識に見らったドラビックペースで の設備増強を行うべきです。		
	(Editnet、JAIPA)		
	(23.5		
	〇 当社は、円滑なインターネット接続を実現す		
	る見地から増設基準を定めており、今後も、イ		
	ンターネット接続全体の状況を踏まえ、接続事		
	業者毎の網終端装置の状況や、今回の基準見直		
	しに伴う接続事業者からの増設申込状況等の個		
	別状況を確認した上で、引き続き、接続事業者		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	と協議の上、いただいたご意見を参考にしなが		
	ら、増加するトラヒックに対応可能となるよう		
	な見直しの必要性について検討していく考えで		
	す。		
	「NTT東西は直ちに「増設基準」をトラヒ		
	ックベースに変更する必要があります. 総務省		
	においては、本件接続約款変更をただ認可する		
	のではなく、トラヒックおよび接続約款の規定		
	に見合った増設が可能になるよう、引き続き注		
	視くださるようお願いします.」とのご意見につ		
	いて、当社は、これまでに現行メニューにおけ		
	る増設基準の見直し(基準セッション数の2		
	0%引き下げ)を2018年6月1日に実施し		
	ました。その後、「接続料の算定に関する研究会		
	(第20回)」において、接続事業者毎、県等域		
	毎の網終端装置の帯域利用率を提示するととも		
	に、帯域利用率の高いエリアについては、従前		
	どおり、トラヒック状況の改善に向けた取組み		
	を接続事業者と連携し実施しているところで		
	す。		
	また、トラヒック計測について、現状、接続		
	事業者に対し、トラヒックレポートシステムを		
	用いてトラヒック状況を開示しているところで		
	すが、いただいたご要望等を踏まえ、トラヒッ		
	クの「見える化」の一環として、計測時間の見		
	直しの検討を進めているところです。		
	なお、インターネットの利用環境をより良く		
	するためには、ISP事業者との相互協力が必		
	要と考えており、今後、当社のみならず関係事		
	業者がエンドユーザヘトラヒックの「見える化」		
	を進める等、必要な取組みを推進していきたい		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	と考えます。 (NTT東日本・西日本)		
	O JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。利用者料金がユーザ単位料金であるのは、NTT東西殿に限らずISP事業者やその他事業者も同様です。その中でISP事業者やコンテンツ事業者は、定額制の料金の中で、トラヒックに応じてバックボーンの増強などを行っているのであり、NTT東西殿だけがいまだにセッション数(ユーザ数)での増設の立場を取っています。トラヒックの計測方法を含めて、業界の常識に見合ったトラヒックベースでの設備増強を行うべきです。		
意見18 ● D型NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接続約款変更から3か月以内」とするのは不十分。少なくとも今回の増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてその他のNTEへの変更を認めるべき。	(ISP12者、IXO) 再意見18 ● D型網終端装置を他の網終端装置へ変更する移行措置が行われる点については、接続事業者のニーズに合わせた柔軟な対応であり歓迎。 ● 経過措置を3ヶ月間に限定する合理的理由はなく、その理由について説明するなど、事業者間の相互理解を醸成する取り組みを行うべき。 ■ 情報通信行政・郵政行政審議会の見解を踏まえ例外的な経過措置として規定したもの。周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定。 ●左記意見に賛同。	考え方 1 8	
○ 本来PPPoE方式のNTEは、NTT東西の負担で円滑なインターネット利用を可能にする程度に用意していただく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基準」はトラヒックの増加の現状に全く追いつい	O JAIPAの意見に 替同します. NTEの増設問題が およそ解決していないのに, 経過措置の対象と なるD型NTEの対象を限定し,さらに「3か月以内」 に区切ることに合理的理由はありません.	○ 平成30年5月末までに申し込みのあった「D型」をより廉価である「C型」又は「C-20型	

			T
意見	再意見	考え方	修正の 有無
ておらず、当社や所属団体のJAIPAもかねてから主	(Editnet、JAIPA)	等」メニューに変更で	
張している通り、引き続きセッション数の引き下		きる措置については、	
げや、トラヒックベースへの移行が必要です.	〇 D型NTE (料金表 網改造料53欄ウ欄 51欄ウ欄	その申込みを可能とす	
「増設基準」は今後も、円滑なインターネット利	に規定するNTEをいいます。)を他の網終端装置	る期間(以下「申込可	
用が可能な水準、すなわち本来の水準に是正され	へ変更する移行措置が行われる点については、	能期間」といいます。)	
るはずのものですから、D型NTE (料金表 網改造料	接続事業者のニーズに合わせた柔軟な対応であ	に制限を設けないとし	
53欄ウ欄 51欄ウ欄に規定するNTEをいいます.)を	り歓迎します。	た場合、セッション数	
他のNTEに変更できる経過措置を平成30年(2018	一方、EditNet株式会社殿(以下「EditNet殿」	が漸増する状況におい	
年)5月31日時点で設置されているD型NTEに限り,	といいます。)及び一般社団法人日本インターネ	ては、当時D型を申し込	
さらに「今回の接続約款変更から3か月以内」とす	ットプロバイダー協会(以下「日本インターネ	んだ移行措置対象の接	
るのは不当ないし不十分です.少なくとも今回の	ットプロバイダー協会殿」といいます。) の意見	続事業者は、いずれは	
増設基準の問題が最終的に決着してから一定の期	の通り、D型NTEを他の網終端装置へ変更する期	当該D型をC型等に変更	
間を経過するまでは、すべてのD型NTEについてそ	間を設けないことが本来望ましいと考えます。	することにより新たな	
の他のNTEへの変更を認めるべきと考えます。	仮にNTT東西殿において経過措置を3ヶ月間に限	C型等の設置を回避し	
よって、「平成30年5月31日までに申込みがあっ	定する必要があるのであれば、先ずその理由に	工事費等を節約するこ	
たIP通信網終端装置」との限定をなくすととも	ついてご説明いただくなど、事業者間の相互理	とが可能になることか	
に、「本規定の適用日から3ヶ月を経過する日まで	解を醸成する取り組みを行っていただくべきと	ら、同様の状況下では	
に協定事業者が申し出た場合」についても、当面の	考えます。	新たなC型等の設置を	
間の経過措置とすべきです.	(ソフトバンク)	しなければならないこ	
(Editnet)		ととなる移行措置非対	
	〇 D型かそれ以外のメニューを用いるかについ	象の接続事業者が不当	
○ 本来PPPoEのNTEは、NTT東西の負担で円滑なイン	ては接続事業者が自由に選択可能ですが、D型	に不利になるおそれが	
ターネット利用を可能にする程度に用意していた	に係る接続約款変更認可申請時に情報通信行	あると考えられます。	
だく必要があるにもかかわらず、現状の「増設基	政・郵政行政審議会より「本件追加メニューか	〇 したがって、申込可	
準」はトラヒックの増加の現状に全く追いついて	ら現行メニューへの移行を接続事業者が要望す	能期間の制限を設ける	
おらず、引き続き引き下げや、トラヒックベースへ	る場合は、接続約款の規定に従いこれをスムー	ことに一定の合理性は	
の移行が必要です。「増設基準」は今後も、円滑な	ズに実現できるよう対応することが適当」との	あると考えられます	
インターネット利用が可能な必要な水準、つまり	見解が示されたことを踏まえ、D型に係る接続	が、一方で、申込可能	
本来の水準に是正されるべきものですから、D型	約款変更の認可後から2018年6月の増設基	期間を「3ヶ月」とし	
NTEを他のNTEに変更できる経過措置を「今回の接	準見直しまでに申し込まれたD型からそれ以外	た理由についての接続	
続約款変更から3か月以内」とするのは不当ないし	のメニューへの変更を例外的な経過措置として	事業者に対する説明	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
思見 不十分であり、少なくとも「増設基準」が最終的に 決着して一定期間を経過するまでは、引き続き変 更を認めるべきです。 (JAIPA)	規定したものです。 なお、当社の周知から対象の接続事業者が申出を行う期間を考慮し、3ヶ月の受付期間を設定しています。 (NTT東日本・西日本) 〇 JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。NTE増設基準の問題が解決していないのに、経過措置の対象となるD型NTEの対象を限定し、さらに「3か月以内」に区切ることに合理的な理由はありません。 (ISP12者、IXO)	は、必ずしも十分でないと考えられます。 〇 この状況を受けて、 総務省において改めて 確認したところ、昨年 6月に増設基準が緩和	有無
		30年9月26日) P. 7 (別紙)	

(4)長期増分費用方式に基づく令和元年度の接続料の改定

■:NTT 東日本・西日本からの意見 ●:NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見19	再意見19	考え方19	
● 今期適用期間から、改良IP モデルを用いて接	■ 本認可申請は、情報通信審議会答申の整理に基		
続料の算定を行うべき。	づき申請を行っているものである。		
〇 従前より弊社が主張している通り、「現時点で	〇「平成31年度以降の接続料算定における長期増分	〇 情報通信審議会答申	
利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術	費用方式の適用の在り方について」において、	「平成31年度以降の接	
を採用する」というLRICモデル検討における基本	LRIC検証における他律的要因の扱いは次年度に	続料算定における長期	
的事項に鑑みれば、今期適用期間から、改良IPモ	向けて検討を継続中であるものの、今期適用期間	増分費用方式の適用の	
デルを用いて接続料の算定を行うべきと考えま	は「接続料の算定は、まずは改良PSTNモデルによ	在り方について」(平成	
す。	りこれを行う」こととされており、「改良PSTNモ	30年10月16日)(以下	
(ソフトバンク)	デルによって算定される接続料水準が、指針に基	「平成30年情通審答	
	づくスタックテストによる検証に耐えられない	申」という。)では、長	
	ことが分かった場合」には、改良PSTNモデルと改	期増分費用方式の適用	
	良IPデルの組み合わせによって接続料を算定す	に当たって、より効率	
	ることとされました。したがって、2019年度接続	的なIP-LRICモデル (以	
	料は、本整理に基づき、改良PSTNモデルを用いた	下「IPモデル」という。)	
	接続料の認可申請を行っています。	を用いて接続料の算定	無
	(NTT東日本・西日本)	を行うことが、公正な	
		競争環境の確保を求め	
		る制度の趣旨に適って	
		いると言えますが、そ	
		の一方で、既存の利用	
		者の円滑な移行への考	
		慮から、当面の間はIP	
		網を前提とした接続料	
		原価の算定に向けた段	
		階的な移行の時期とし	
		て対応することがより	
		適切とされました。	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
		O 接続では、PSTN-LRICモースによがRFSTN-LRICモースによがRFSTN-LRICモースによがRFSTN-LRICモースによがRFSTN-LRICモースによびによる定には、アののののでは、では、アのののでは、では、アののでは、アののでは、アののでは、アののでは、では、アののでは、では、アのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンには、アンのではないのでは、アンのではないのではないのではないのではないのではないではないのではないのではないではないではないのではないの	有 無
意見20	再意見20	ら引き続きの検討が必 要とされています。 考え方20	
● LRIC検証について、算出過程や根拠、結果に関する詳細な情報開示や、それらの妥当性の確認など、透明性・適正性を確保する取組みが必要。	■ LRIC検証は、目的や手法の観点で通常のスタックテストと同一であり、通常のスタックテスト以上の詳細な情報開示や透明性・適正性を確保する取組みは不要。 ■ 左記意見に賛同。		
○ 2019年度から2021年度においては、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ(4対1等)へ移行の段階を進めるかどうかの重要な判断基準としてLRIC検証の結果が用いられるため、LRIC検証については、通常のスタックテスト以上に算出	○ 当社は、そもそもスタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格 圧搾による不当な競争を引き起こすものとなら ないかどうかを検証することであれば、需要の立 上げ期において普及促進的な料金を設定せざる	O PSTN接続料の水準に より価格圧搾のおそれ が生じる場合は、2つ のモデルの組合せによ り移行の段階を進める	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
過程や根拠、結果について詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省においても、例えば、検証に用いている金額の根拠が適切かどうか等について確認するなど、透明性・適正性を確保する取組みが必要であると考えます。 (KDDI) 〇 今回のLRIC検証の内容については、NTT東西殿よりデータや検証プロセス等の詳細(利用者料金収入、接続料相当を具体的にどのように算出したのか、等)を提示していただき、それらの妥当性について検証すべきと考えます。 (ソフトバンク)	を得ないサービスや、新芸・ISDN通話・ISDN基本料、で、がには、「接続料されて、がには、本体についため、で、がには、ないと考えます。そのため、で、がにはない、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	〇 れ指「料続差ら準か証と「係 証程デこそめ料ぼ等スま かまとでこに針加」料分ず額で」さ接検だ、おをと組も額得通と。う、のますのつ※ 入のをがに未判とれ料証だ、おをと組も額得通と。う、の方 格で基話用較律営と(うい利関、続て合っせで直もの性 た証認の の現方Nの金両因相かRる。金針指LR定つ用合率、響でッ異 のるにと お行法通と者に当どにこ の」ICののいにを接をあクな 違こ限と お行法通と者に当どにこ の」ICののいにを接をありな 違こ限と おでで話接のよ基う検と 関 検過モる、定続及るテり いれら	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	詳細な情報開示が必要であるとともに、総務省に	ず、検証結果の算出方	
	おいても、例えば、検証に用いている金額の根拠	法や根拠等について、	
	が適切かどうか等について確認するなど、透明	接続料が適正かつ明確	
	性・適正性を確保する取組みが必要であると考え	に定められているかの	
	ます。	確認に必要となる情報	
	(KDDI)	の提示を求めることは	
	(適当と考えます。	
	│ ○ 本来、現実的により効率なNW構成を追求できる	〇なお、現行の指針で	
	IP-LRICモデルを用いて接続料を算定すること	は、検証対象のうち「加	
	が、公正な環境の実現を目指す制度の趣旨に沿う	入電話・ISDN通話料」に	
	ものと考えますが、現状の整理ではLRIC検証の結	ついて、LRIC検証を行	
	果に基づき段階的にIP-LRICモデルを考慮するこ	う間は、本指針を適用	
	ととされており、その検証の妥当性は極めて重要	しないとされていま	
	な意味を持ちます。	す。	
	### ### #############################	, ,	
	ることから、KDDI殿が意見されている通り、その		
	算出過程や根拠等については透明性・適正性を確		
	保するためにも可能な限り情報提供を行い、接続		
	事業者による分析・評価を可能とすべきです。		
	また、情報の性質から接続事業者への情報開示		
	が困難な事項については、総務省殿による積極的		
	な検証を経て、その結果を公開する等、透明性・		
	適正性を担保する取り組みがなされるべきと考		
	えます。		
	(ソフトバンク)		
意見21	再意見21	考え方 2 1	

● LRIC検証において、利用者料金収入の比較に用いたした上でこれらを分けて評価し、検証の妥当性を	意見	再意見	考え方	修正の 有無
性を向上できるものでなく、適切でない。 CRIC検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否 か」という親点を評価する仕組みですが、IP-LRIC モデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話を他社接練料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入電話発信、NTT東西殿ひかり電話活を収せ他主のでは、上のいり電話活信を分けて検証すべきであるにおいて個格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接体的には、LRIC検証においてはこれらます。以て、本検証の目的(改良PSTN モデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて他律が要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において価格圧搾のおそれを生じさせていない、かを確認すること)に照らし、接続料の第2に関する研究会(第16回)でも検討したとおり、PSTN サービスの利用者は、着信先の0AB-J番号について、表検証すること)に照らし、接続料の第2に関する研究会(第16回)でも検討したとおり、PSTN サービスの利用者は、着信先の0AB-J番号について、表検討したとおり、PSTN サービスの利用者は、着信先の8AB-J番号について、表検討したとおり、PSTN サービスの利用者は、道際である等のの別はないと考えます。いたとから、利用者料金(単価)等により通常のおより、産動を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、				
□ LRIC検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否 か」という観点を評価する仕組みですが、IP-LRIC				
○ LRIC検証は「価格圧搾のおそれが生じるか否か」という観点を評価する仕組みですが、IP-LRIC 信および他社直収電話着信を分けて検証すべきによいかり電話で他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入電話発信、NTT東西殿かかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内談分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第、IP-LRICモ党が、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第、日本電は一次で表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表		ほを向上できるものでなく、適切でない。		
では、LRIC検証において、上では、いかり電話や他社接続料といった他律的要因 (別えば、		○ RIC検証の接続料相当において.ひかり電話着	□	
モデルの組み合わせ適否を判断するにあたっては、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において利用者料金収入と検続料の質定に関りないが、表しているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿しは近前より着信先別の内試分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料場であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の方が、このような手段を用いて着信先別のの記載があり、このことは、高ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の下緒に表しているといますが表しているとは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものましたの記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の下検証対象に他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものました。以前には、利用者料金額(単価)等により個格圧探のおそれが生じるかの判断に他律的要とする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものまれています。のPSTN接続料により価格圧探のおそれが生じるが影響を及ぼし得もあることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別ので発表しているといるのようなも、NT東面に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対				
は、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因による影響を排除する必要があると考えます。具体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入電話発信、NTT東西殿かり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。おい、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳され、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳され、所が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約次の変更案に対する意見募集別添32)において「注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料の第2に制力を表していますが、「持続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約次の変更案に対する意見募集別添32)は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含素して取りがあるとされ、その後「接続料の方ととに、とれ、その後「接続料の方検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含素して、別のア検証対象に他事業者接続料を支払う需要できる限り除くものよいて検討が進端の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものよいて検討が進端の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものよいて検討が進端の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものまれの利用者が多別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものまれる場合には、利用者料金額(単価)等により個格圧検のおそれが生じるの判断に他律的要とするといるの判断に他律的要とするといるの判断に他律的要とするといるの判断に他律的要とするといるの判断に他律的要とするといるの対象があり、このようなものといるの表により、対象が表により、のよりに表しまして表に関するとして、認可は表に対象が表に表しまして、表に対象が表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表しまして、表に対象が表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に対象が表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表に表しまして、表に表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表に表しまして、表に表に表しまして、表に表しまして、表に表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表し、表に表しまして、表に表し、表に表しまして、表に表しましまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しまして、表に表しましましましましましましましましましましましましましましましましましまし				
体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入電話発信、NTT東西殿かかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対す会記見募集別添32)において「注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料面常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要が含まり、一下で終わりのでは、利用者料金額(単価)等により通常の利力に対して、その後「接続料に関するでは、適常の利用者が区別可能な範囲内において、企業があるとされ、その後「接続料を対して、を表して取り扱うことに、の、を考慮して取り扱うことに、で検討する余地があるとされ、で後計する余地があるとされ、その後「接続料を支払の変更案に対する意見募集別添32)は、指針の算定に関する研究会員の事業別添32)において「注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料面常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要を含意見募集別添32)は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により面常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・内HS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり除し、判断の正確性を特別のことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向とする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・内HS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり除し、判断の正確性を	は、ひかり電話や他社接続料といった他律的要因			
較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入電話発信、NTT東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話発信、NTT東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話 における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて策外」をの記載があり、このことは、自ら分計が可能であるとを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の	による影響を排除する必要があると考えます。具	において価格圧搾のおそれを生じさせていない	じるとしても、認可接	
電話発信、NTT東西殿ひかり電話着信及び他社直収電話着信及び他社直収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動はおける移動体着等を除く場合については、移動はいってが一種指定で、表述の第2を終れ、ので検討する余地があるとされ、その後「接続料を支払う需要が含ないと考えます。」はいて「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動はいってが表述のによいして、表述の第2を表述の表述を表述の表述を表述の表述を表述を表述の表述を表述を表述の表述を表述を表述の表述を表述を表述を表述の表述を表述を表述の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	体的には、LRIC検証において利用者料金収入の比	かを確認すること) に照らし、接続料の算定に関	続料に比べ他事業者接	
収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモデルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動はおけりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料を利用者料金収入と接続料料の手を記が、内後証券を支払う需要が含まれています。 は一次配が変更案に対する意見募集別添32)は、指針の「検証対する意見募集別添32)は、指針の「検証対する意見募集別添32)は、指針の「検証対する意見募集別添32)は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれています。 の差分が営業費相当基準額を下回るといったことが、客観的かつ定量的に確認できるもの)を考慮して取り扱うことについて総務省東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のび西日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続があるとされ、その後「接続料の算定に関する研究の算定に関する研究の算定に関する研究の方法に表が表しています。 の下を証が、客観的かつ定量的に確認できるもの)を考慮して取り扱うことについて総務省東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及び西日本電信に表しての第一様に関する接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・内とでものよりによりに関するといったことが、客観的かつ定量的に確認できるもの。を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、を対して、	較に用いられる接続料相当には、NTT東西殿加入	する研究会(第16回)でも検討したとおり、PSTN	続料の著しい上昇によ	
デルの組み合わせ適否の判定においてはこれらを分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動はより日子というので検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により個別ではないと表えます。上記の考えに基づき、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)は、指針の「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等によりの「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等によりの「検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等によりの特において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先ののことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の「特別ではないと考えます。」とが、客観的かつ定量的に確認できるもの)を考慮して取り扱うことについて総務省をは、表社の第一位に関する接続料を支払う需要が含まる機関する接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。」との規定を踏まえ、ひかり電話において着信先によって利用者料金の異なる移動体・内出いで表述といるの影響を及ぼし得る場合に、その影響を表述を表述といるの影響を表述を表述といるの影響を表述を表述といるの影響を表述を表述といるの影響を表述を表述といるの表述を表述といるの表述を表述を表述といるの表述を表述を表述といるの表述を表述といるの表述を表述といるの表述を表述といるの表述を表述といるの表述を表述を表述といるの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述といるの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	電話発信、NTT東西殿ひかり電話着信及び他社直	サービスの利用者は、着信先のOAB-J番号につい	り利用者料金と接続料	
を分けて評価し検証の妥当性を確保すべきです。なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の	収電話着信の呼が含まれているため、IP-LRICモ	て、ひかり電話か他事業者直収電話であるか等の	の差分が営業費相当基	
なお、NTT東西殿は従前より着信先別の内訳分計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
計、開示が困難であるとの主張をされていますが、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の			_ , _ , , _ , , _	
が、「接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
結果」(平成31年3月28日付東日本電信電話株式 会社の第1種指定 電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
会社及び西日本電信電話株式会社の第1種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料				無
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集別添32)において「(注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
る意見募集別添32)において「(注4)ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外との記載があり、このことは、自ら分計が可能であることを示す証左に他ならず、今後も検証性向上等のため、このような手段を用いて着信先別の				
体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料				
りワイド着に相当する利用者料金収入と接続料 相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」 との記載があり、このことは、自ら分計が可能で あることを示す証左に他ならず、今後も検証性向 上等のため、このような手段を用いて着信先別の			· · ·	
相当をトラヒック比(通信時間比)を用いて除外」 業者接続料を支払う需要をできる限り除くもの るかの判断に他律的要 との記載があり、このことは、自ら分計が可能で とする。」との規定を踏まえ、ひかり電話におい 因が影響を及ぼし得る あることを示す証左に他ならず、今後も検証性向 上等のため、このような手段を用いて着信先別の PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり 除し、判断の正確性を				
との記載があり、このことは、自ら分計が可能で とする。」との規定を踏まえ、ひかり電話におい 因が影響を及ぼし得る あることを示す証左に他ならず、今後も検証性向 上等のため、このような手段を用いて着信先別の PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり 除し、判断の正確性を				
あることを示す証左に他ならず、今後も検証性向 て着信先によって利用者料金の異なる移動体・ 場合に、その影響を排 上等のため、このような手段を用いて着信先別の PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり 除し、判断の正確性を				
上等のため、このような手段を用いて着信先別の PHS・050・国際着およびフリーアクセス・ひかり 除し、判断の正確性を				
プロセルしていたにくべきと考えより。				

1			修正の
意見	再意見	考え方	修正の
	って利用者料金が同一であるPSTN発ひかり電話	すべき他律的要因につ	
	着および他社直収電話着をトラヒック比(通信時	いて引き続き検討を行	
	間比)を用いて分計することは、指針の目的に照	うことが適当と考えま	
	らし、検証性を向上できるものではないと考えま	す。	
	す。なお、ひかり電話においても、利用者料金が	〇 なお「接続料の算定	
	同一であるひかり電話着および他社直収電話着	に関する研究会」(第17	
	については、分計しておりません。	回)の他律的要因に関	
	(NTT東日本・西日本)	する検討では、他事業	
		者接続料による他律的	
		要因を客観的かつ定量	
		的に確認するため利用	
		者料金収入を着信区分	
		別に分計するという方	
		法は、検討時点では採	
		用困難とされました	
		が、そこでの議論にお	
		けるNTT東日本・西日本	
		からの「利用者からみ	
		て区別できない単位で	
		ある着信区分別に分け	
		る意味があるのか疑	
		問」との意見を含むや	
		り取りについては、指	
		針による検証の在り方	
		自体に関する議論では	
		あるものの、LRIC検証	
		の在り方に影響を与え	
		る議論とはならないと	
		された点には留意する	
		必要があります。	
意見22	再意見22	考え方22	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見 ● 他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず、予め考慮すべき。 ○ 他律的要因の考慮については、情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における不可成30年10月)において「他律的要因が客観的かて、そのに確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討するした事情を考慮して取り扱うことを検討を関して取り扱うことを検討を表に、それを考慮して取り断できない場合に、それを考慮して取りが、営業費相当基準額を満たさないことを他律の要因の内容・性質によってはその結果に依らずの場合によってはその結果に依らずの場合によってはその結果に依らずの場合によってはその結果に依らずの場合によってはその結果に依らずの表慮することを排除するものではありません。ひいり電話や他社接続料といった他律的要因につい	申意見 ■ 他律的要因については、スタックテストの結果、価格圧搾のおそれが認められる場合にのみ考慮すべき。 ○ ひかり電話や他社接続料といった他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が営業予め考慮すべきというご意見について、LRIC検証は、改良PSTNモデルを用いて算定した接続料がPSTNサービスにおいて価格圧搾のおそれを生のであることから、営業費相当基準額を確保であり、そもそもであることから、営業費相当基準額を確保であり、そもそもは圧搾されていません。 よって、まずは指針に基づく従来のスタックテストの方法に則って、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであると考さの方法に則って、利用者料金と接続料のあるかどうかの検証を行い、価格圧搾のおそれが認められる場合に、他律的要因を考慮すべきであると考	考ええ PSTN接続 PSTN接続 PSTN接続 PSTN接続 PSTN接 PSTN接 PSTN接 PSTN接 PSTN接 PSTN接 PSTN接 PSTN PSTN PSTN PSTN PSTN PSTN PSTN PSTN	
ては、IP-LRICモデル組み合わせの適否判定の妥当性に影響するものであることから、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額未満であるかの結果にかかわらず予め考慮すべきものと考えます。 (ソフトバンク) 意見23	えます。 (NTT東日本・西日本) 再意見23	考え方23	
● 次期適用期間(2022年度以降)における長期増分費用(LRIC)方式の在り方の検討は、PSTN網に適用するためのIPモデルではなく、IP網に適用するためのIPモデルを前提として検討すべき。	■ 2022年度以降の次期適用期間に用いる接続料算定方法については、LRIC方式を採用してきた目的等に照らしつつ、今後の市場環境等を見据えて、LRIC方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただきたい。	与人月と り	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
〇 固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数1,866	〇 2022年度以降の次期適用期間に用いる接続料	〇 平成30年情通審答申	
万加入(※3)に対して、OABJ-IP電話の契約者	算定方法については、「平成31年度以降の接続料	では、IP網への移行後、	
数は3,421万件(※3)まで拡大しており、固定	算定における長期増分費用方式の適用の在り方	他事業者のNGNへの依	
電話市場は着実にIP化が進捗しております。ま	について」に記載のとおり、そもそもLRIC方式自	存性は強まることや、	
た、PSTNマイグレーションにおいて、2021年1月	体があくまで有力なオプションとして位置づけ	NGNに接続して音声サ	
からは、実際にNTT東西ひかり電話発着トラフィ	られているに過ぎず、今後、他のオプションと共	ービスを提供する接続	
ックのIP-POIへの切替が開始されるスケジュー	に採用の適否を検討していくことが必要とされ	事業者にとって、メタ	
ルとなっており、加入電話 (PSTN) からメタルIP	ている認識です。ましてや、現時点において、IP	ルIP電話への接続は不	
電話 (IP) への切替も2024年1月から開始され、	網への移行が完了することをもって、次期適用期	可避であること等を踏	
2025年1月に終了する予定となっております。	間以降の接続料算定にIPモデルを用いるものと	まえれば、メタルIP電	
一方で、2019年度から2021年度においては、IP	はされていません。	話について、その接続	
網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階	当社としては、固定音声通信市場の縮小や音声	形態(発着二者間での	
的な移行時期として、まずは改良PSTNモデルによ	通信以外のコミュニケーション手段の充実とい	直接接続)にかかわら	
り接続料を算定することとし、同モデルによって	った市場環境・競争環境の変化を踏まえ、旧来の	ず、接続料算定におけ	
算定される接続料水準が、LRIC検証に耐えられな	規制は適宜適切に見直しを行い、むしろICT社会	る適正性・公平性・透明	
いことが分かった場合には、それに代えて、改良	の一層の進展による新たな付加価値創造を促す	性の確保等を図る必要	無
PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ(4対1	ような政策に転換すべきと考えます。	性は変わらないとされ	
等)へ移行の段階を進めることとされ、平成31	LRIC方式は、これまで地域通信網の非効率性を	ています。	
(2019) 年度接続料は、改良PSTNモデルにて算定	排除することを目的として、PSTNに係る接続料算	〇 そして、IP網への移	
されています。	定に用いられてきたことを鑑みると、広く普及し	行過程及び移行後の接	
2022年度以降の次期適用期間においては、実際	た技術を用い、他事業者でも同様に構築している	続料算定において、非	
にIP網への移行が完了する予定であるため、接続	IP網に適用する必要性はないと考えます。	効率性の排除とともに	
料算定に長期増分費用(LRIC)方式を適用する場	なお、当社としては、IP網への移行後、①事業	公平性・透明性の確保	
合に検討するモデルは、今までのようにPSTN網に	者間接続は、原則、二者間での直接接続となり、	が可能な長期増分費用	
適用するためのIPモデルではなく、IP網に適用す	当社と他事業者は対称・対等な接続形態・取引関	方式を適用することの	
るためのIPモデルを前提として検討すべきであ	係となること、②IP網は同様の技術を用いて他事	意義は依然として変わ	
ると考えます。	業者も構築しており、当社の接続料水準を検証可	らないところ、この有	
※3:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに	能であることから、PSTN接続料水準が他事業者の	力な算定方法の採用の	
関する四半期データの公表」 (平成30年度第3四半期	事業運営に与える影響はますます小さくなると	適否については、他の	
(12月末)) より	ともに、透明性の確保や非効率性の排除等という	オプションと共に検討	
(KDDI)	LRIC方式の意義は更に失われるものと考えてい	していくことが必要と	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	ます。 したがって、上記①②の点や、そもそも当該方式を採用してきた目的・意義に照らして、また、今後のIP網への移行後のPSTNサービスの位置づけや市場環境等を見据えて、LRIC方式の撤廃も含め、複数の選択肢の中から検討していただきたいと考えます。 (NTT東日本・西日本)	されています。	
意見24 ● 加入者交換機(メタル収容装置)の今後のコストの見通しについて、NTT東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要。	再意見24 ■ 利用者への影響が大きい等、社会的に重要度が 高い情報は、適宜適切に提供していく考え。 ● 左記意見に賛同。	考え方 2 4	
〇 なお、「平成31年度以降の接続料算定における 長期増分費用方式の適用の在り方について」にお いて示されたとおり、次期適用期間以降の接続料 算定に用いる方法としてLRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタル IP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、特に大きなコスト課 題となる加入者交換機(メタル収容装置)の今後のコストの見通しについて、NTT東西はできる限り早期に明確にしていくことが必要であると考えます。 (KDDI)	○ LRIC方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上で、NTT東西は特に加入者交換機(メタル収容装置)のコスト見通しを明確にすべき、というご意見について、お客様への影響が大きい等、社会的に重要度が高い情報は、適宜適切に提供していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ KDDI殿意見に賛同いたします。次期LRICモデルの見直し議論が間もなく開始されるところ、その検討においてもメタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいため、加入者交換機(メタル収容装置)の今後のコストの見通等について、NTT東西殿においてはできる限り早期に明確いただくべきと考えます。 (ソフトバンク)	〇 本	無

(5) その他

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見25 ● 通信ネットワークが I P網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われるよう、引き続き公正な競争環境を確保する必要がある。	_	考え方25 〇 固定系音声サービス	
〇 固定電話の契約数やトラヒックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保		回び I P I P I P I P I P I P I P I P I P I	
していただく必要があると考えております。当協会は、接続など事業者間取引に関する制度の運用や見直しの状況など必要な取り組みを学ばせていただきながら、建設的な議論に貢献していきたいと考えております。 (日本ユニファイド通信事業者協会)	正辛目2 6	※「通信量からみた我が 国の音声通信利用状 況」(平成31年3月2 6日総務省公表)によ る平成29年度(末) の数値	
意見26	再意見26 ● NGN県間設備の接続料について、規律の対象と	考え方26	

意見	再意見	考え方	修正の 有無
 ■ NGN 県間設備の接続料について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省においてその適正性を検証するのが適当。 ● トラヒック把握の精緻化及び QoS 制御係数の採用等を受けた優先転送機能に係る県間接続料の見直しについて、その影響がどのようなものだったかを定量的に示すべき。 	し、適正性を検証する旨の意見に賛同。IPoE方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能である。 ■ IP音声県間接続利用のような、利用の不可避性が高い県間通信用設備については、第一種指定電気通信設備と同等の適正性・公平性・透明性が確保される必要がある。 ■ NTT東西はボトルネック設備を有し、接続協議において市場支配力を行使することが可能であり、第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な規律を県間区間伝送機能に課すことが必要。 ■ 全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議に委ねられるべきものであり、新たな規律は不要。 ■ 今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考え。		
○ また、引き続き NGN 県間設備の接続料に関する規律の在り方については検討が必要と考えます。研究会第二次報告書において「第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避的に経由し一体的な利用が行われている場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性・公平性及び適正性が特に重要であると考えられる。」とされております。接続料算定についての考え方が十分に説明されず、その検証に必要な情報が開示されない現行ルールのもとでは、仮に NTT 東西殿の非指定約款での提供条件が公表されるとしても、それは一方当事者か	○ JAIPAの意見に 賛同します. IPoE方式において 県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域ISPにとっても NGNへの参入ハードルが低くなり、多様な強みを 持ったISPの参入が促されることになります. (Editnet、JAIPA) ○ NGNの県間通信用設備の利用については、現に 利用されているもの、又は今後利用が見込まれる ものとして、①ベストエフォート県間接続利用、②優先パケット県間接続利用、③IP音声県間接続 利用の3つが考えられるが、特に③IP音声県間接 続利用については、POIの設置が東京・大阪の2ヵ 所になる見込みであることから、県間伝送路を不	O NGNの県間通信用のはいいのにはいる。 の定ははいの観点を見れている。 のでははいのでは、からいでは、からでででは、からででででででででででででででできる。 のでは、からででできる。 のでは、からできるができる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、からできる。 のでは、いいできる。 のでできる。 のででき。 のでできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のでき。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
らの説明であり、その適正性を接続事業者側か十分に検証できないことから適正性の確保については問題があるものと考えます。また、事業者間協議における課題も弊社が従前より主張*している通りです。 実際に、IP 通信網県間区間伝送機能に係る接続料については、2014 年以降見直しがなされず、機器コストの低廉化が適切には反映されていないと考えられるなどその適正性に疑問が生じる状態が生じております。このような現状を踏まえると、円滑な接続のためにどのような仕組みを作るかを検討すべき段階にきております。 今後の具体的な検討の進め方については、研究会(第19回)において、県間接続機能について機能別にその不可避性の評価や今後の検討事項が示されていますが、そもそも県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明であると考えます。なお、一部の県間接続機能については他の県間接続機能よりもその利用の不可避性が低いのではないかとの評価が提案されていますが、これらの機能は1の設備を共通的に利用するものであり、その設備がNGNの利用にあたり一体不可分の関係にあることか	可避的に利用せざるを得間接続利用のような、利用のため、③IP音声県間接続利用のような、利用の不可避性が高い県間通信用沿滑な大にで重要である点を十分に考慮通信をからいて考慮を表生のに考慮がある。第一種指定でである。第一種指定でである。第一種指定ででである。第一種指定ででのように、透明性が変に関係を受け、現代をでののますを受け、現代をできまれる。とのようでは、現代を表現では、いてが、のでは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この		有無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
不可避性の評価を実施すべきと考えます。そのうえでコロケーションや電柱と同様に第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして規律の対象とし、総務省殿においてその適正性を検証いただくのが適当と考えます。 *「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(案)に対する弊社意見(平成30年8月31日)(ソフトバンク) 〇 当社の所属団体であるJAIPAもかねて主張していますが、NGNの利用が拡大するにつれて、県間区間伝送機能の利用が事実上必須になってきていることから、県間区間の接続料制度についても、第一種指定電気通信設備として扱うか、これと同等の規律を適用することが必要と考えます. 例えば、IPOE接続に参入するためには、事実上県間区間伝送機能を利用することが必須になっていますが、この接続料は高額で、当社のような地域ISPが利用することは困難ですし、IPOE接続を考える上	機能POI」を介して接続することで対称・対ねる 関係である等として当事者間の協議にですっ。 しながら、NTT東西殿はボトルルを行使する。 しかしながら、NTT東西殿はボトルルを行使する。 しかし、接続協議において市事業者でありにおいる。 を有し、可能なおりません。まな提供が出まれる。 ま者とが対等ではありませれる。まなには、実際が一おいはがない上げられることで、初めれたります。 がないようなは、事業といる。 は、おいての算には、おいてのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		有無
でのハードルの1つになっています. 県間区間伝送機能の接続料が妥当な水準に引き下げられ. 同時にコストドライバもスモールスタートが容易なものになれば、当社も利用を検討することが可能になってきます. 現状より多くの ISP 事業者が市場に参入	〇 「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご意見ですが、「接続料の算定に関する研究会(第20回)」において当社より発表		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
(市場の地理的範囲を拡大) することは、競争の促進にもつながると考えます。 (Editnet)	したとおり、当社の考えは以下となります。 -「BE接続」「優先パケット接続」については、接続事業者が「自前構築」、「中継事業者からの調達」または「当社の県間通信用設備の利用」という複数の選択肢の中から、自身にとって最適な方		
○ JAIPA も従来から主張していますが、NGN の利用が拡大するにつれてインターネット以外(優先転送や電話サービス等)接続事業者にとっては県間区間伝送機能の利用が事実上必須になっていることから、これも第一種指定電気通信設備に組み入れるか、第一種指定電気通信設備と同等の規律を設けることが必要です。 (JAIPA)	法を選択可能であること、また、IPoE方式において、当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においてもPOIの設置を進めており、今後も要望に応じて、POI増設の検討を行う考えであることから、「県間区間伝送機能の利用が事実上必須」「県間設備は第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、その不可避性は自明」とのご指摘には当たりません。 「IP音声接続」は、具体的な設備構成、費用負担方法等の扱いが定まった後に議論すべきと		
○ また、NTT 東西殿は今回の見直し(トラヒック把握の精緻化及び QoS 制御係数の採用等)に合わせて優先転送機能に係る県間接続料を算定し直すとの考えを示されていますが、その妥当性を接続事業者が検証するためにも、今回の見直しを受けてどのような考え方(例えば、県間接続料にも QoS 制御係数を適用したのか、適用した場合は具体的にどの設備に適用したのか等)に基づき再算定を行なわれたのか、その影響がどのようなものだったかを定量的にお示しいただくべきと考えます。	考えますが、トラヒックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の2箇所に全事業者共通のPOIを集約することで事業者間合意したものであり、当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはなりません。このように、中継事業者等の各社と当社が競争環境にあることを踏まえれば、当社を含めた全の県間通信用設備の利用は、これまでと同様、の県間通信用設備の利用は、これまでと同様、また、規律は不要と考えます。また、当社としては、今後も調達・構築等のコスト効率化を進めていく考えです。その際、他事業者が安価に県間通信用設備を提供できるというのであれば、それを基に設備構築を行い、その		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	結果生じるコスト効率化による見直しの検討も		
	可能と考えます。		
	なお、県間区間伝送機能の接続料について、「こ		
	の接続料は高額」とのご指摘ですが、上述のとお		
	り、複数の選択肢がある中で、当社県間通信用設		
	備を利用している事業者が複数いることを踏ま		
	えれば、当社の県間接続料は市場において合理的		
	な水準であると考えますが、スモールスタートで		
	の利用を要望いただければ、ビジネスベースでの		
	料金上の方策の検討も可能と考えます。		
	(NTT東日本・西日本)		
	〇 「適正性を接続事業者側が十分に検証できない		
	ことから適正性の確保については問題」とのご指		
	摘についてですが、弊社が従前より主張している		
	とおり、接続料の適正性の確保に向けて、これま		
	でも接続事業者に丁寧にご説明を行ってきまし		
	た。		
	ご指摘の県間接続料の協議においても、ソフト		
	バンク殿が想定される県間通信用設備と当社が		
	実際に調達等しているものとの違いにより、ソフ		
	トバンク殿の想定される水準と当該接続料水準		
	に差が生じているとのご意見をいただきました		
	が、度重なる協議の中で、ご要望に応じ、検証の		
	前提となる、設備の構成や設置時期等を提供して		
	まいりました。その結果、現に自ら県間通信用設		
	備を保有するソフトバンク殿が検証した上で、県		
	間接続料の適正性に納得いただき、合意に至った		
	ものと考えています。		
	このようなすり合わせは、当事者間の協議に委		
	ねられるべきものであり、新たな規律は不要と考		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
	えます。 (NTT東日本・西日本)		
	○ JAIPA殿およびEditNet殿の意見に賛同します。 IPoE方式において県間区間伝送機能は事実上必須の機能であり、その料金が低廉化することで、地域のISP等にとってNGNへの参入ハードルが低くなり、多様な強みを持ったISPの参入が促されます。また、県間伝送路設備区間においても競争が促進されます。 (ISP12者、IXO)		
意見27▲ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」における構造は、回線混雑を招く構造。クラウド側のハードウェアー	再意見27 ▲ 「ドライカッパ」における「1G (第1世代)」及 び「2G (第2世代)」を「計画的」に廃止して行く 構造が望ましい。	考え方27	
の強化とエッジ側ソフトウェアーの強化が必要。			
○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」における構造では、「電話回線(テレコミュニケーション)」及び「インターネット回線(ブロードバンド)」での「FHHT(光ファイバー回線)」及び「CATV(ケーブルテレビ回線)」が独占している為に、「回線トラフィック(回線混雑)」を招く構造と、私は思います。具体的には、有線 LAN の「Ethernet(イーサネット)」における「IPv4(PPPoE)」から「IPv6(IPoE)」での構造の導入と、私は考えます。無線 LAN の「Wi-Fi(ワイアーレスローカルエリアネットワーキング)」が主流と成る事と、私は考えます。「通信規格(トランスミッ	○ 「ドライカッパ (ケーブル回線)」における「有線LAN」の構造では、「NTT東日本及びNTT西日本」が「1G (第1世代)」及び「2G (第2世代)」での回線を独占し、「 5G (第5世代)」における「無線LAN」の構造では、「Wi-Fi (ワイアーレスローカルエリアネットワーキング)」が主流に成る構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトリカルウェーブスペック)」の構造での事例が有ります。(ア)「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIPサーバー (セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線 (ブロードバンド)」におけるISPサーバー	〇 一般に、旧技術から 新技術への移行に当な 持・確保の観点も踏ま えて、接続料・接続条 件が設定されること 重要と考えます。	無

意見	再意見	考え方	修正の 有無
ションスペック)」の構造での事例が挙げられます。 (ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」では、ポート通信における「DFS(ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーでの「SIP サーバー(セッションイニテェーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」における ISP サーバーでの「DNS サーバー(ドメインネイムシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」では、「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。例えばですが、「5G(第5世代)」における構造では、「情報技術(IT)」及び「(人工知能(AI)」の構造が融合れると、私は考えます。クラウドコンピューティングにおける「ビックデーター(BD)」から成る「データーベース(DB)」を導入した、IT ネットワークの構造です。エッジコンピューティングにける「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「HTTP(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」通信での「API(アプリケーションプログラミングインターフェイス)」を導入した、AI ネットワークの構造です。要するに、クラウド側には、スイッチとルーターを挟み込む様に導入す事で、ハードウェアーの強化でのファイアーウォール	から成る「DNSサーバー (ドメインネイムシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「通信規格(トランスミッションスペック)」の構造での事例が有ります。(ア)「3G(第3世代)」における「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP (GSM方式及びW-CDMA方式)」の構造。(イ)「4G(第四世代)」における「LTE (ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi (ワイアーレスローカルエリアネットワーキング)」の構造。(ウ)「5G(第5世代)」での「NR (New Radio)」における「VPN (バーチャルプライベートネットワーク)」の構造。要約すると、「トラフィック (回線混雑)」を招く構造とは、「ドライカッパ (ケーブル回線)」における「1G(第1世代)」及び「2G(第2世代)」を「計画的(プランニング)」に廃止して行く構造が望ましいと、私は考えます。(個人)		

意見	再意見	考え方	修正の 有無
が必要と、私は考えます。エッジ側には、ソフトウ			
ェア一の強化での「HTTPS (HTTP over SSL/TLS)」が			
必要と、私は考えます。要約すると、「SDN/NFV」で			
の「仮想サーバー(メールサーバー、Web サーバー、			
FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレ			
ーポイント (中継点)」における「VPN (バーチャル			
プライベートネットワーク)」が主流での構造と、私			
は考えます。			
(個人)			

再意見2 別紙1(ソフトバンク)

メタル専用線等の接続料原価、及び DA64 回線数の推移

- ※接続料原価はNTT東西殿の網使用料算定根拠資料を基に作成。
 - DA64 回線数は、平成 31 年 3 月 28 日開催、第 93 回情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会配賦資料を基に作成。
- ※需要の単位は(回線)
- ※接続料原価の単位は(百万円)



<NTT東日本殿>

<NTT西日本殿>

再意見7 別紙(ソフトバンク)

NTT 東西殿の光ファイバに係る耐用年数について

現在適用の耐用年数			
架空ケーブル 地下ケーブル			
15年 21年			

【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数	の範囲(※)	2008年と同	じ推計方法
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年		
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年		
FY17末データ	15年~23年	21年~36年		

※7つの関数:指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

別添2 別紙

5. 増設基準の見直しに伴う今後の取組スケジュール

- 本研究会においては、マクロでのトラヒックデータや個別協議の状況等について、可能な範囲で提示していく考えです。
- 一方で、装置増設のタイミングやトラヒックの状況に対する評価は、ISP事業者様毎のサービスポリシーにより、区々であるため、ISP事業者様毎の状況に応じた課題を協議により解決していくことが重要と考えます。

〔取組スケジュール〕



※接続料の算定に関する研究会(第14回)資料14-4より抜粋